2016年度大阪市への要望項目への回答

< 教育>

1. 急増する特別支援学級在籍児童・生徒や、障がいの実態・種別にみあった学級設置及び教職員配置を行ってください。

(回答)各学校の子どもの実態や課題等に対応ができるよう、定数改善を国へ要望していくとともに、今後も引き続き、各学校の実情・実態をより精緻に把握し、教職員の適切な配置に努めてまいりたいと考えております。

教育委員会事務局教務部教職員人事担当 電話:06-6208-9125 FAX:06-6202-7053

1. ①障がい種別による学級設置を遵守してください。

(回答)特別支援学級設置に関しましては、各小中学校長より提出された「特別支援学級設置計画に関する報告書」にもとづき、特別支援学級に在籍する児童生徒の障がい状況に応じた学級設置ができるよう努めてまいります。

教育委員会事務局指導部インクルーシブ教育推進担当 電話:06-6208-9018 FAX:06-6202-7055

1. ②1学級の定数を8名から6名に引き下げる等大阪市の独自基準を策定してください。

(回答)「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に基づき、学級編制及び教員の配置につきましては、都道府県の教育委員会の示す基準に従って編制しています。大阪市教育委員会といたしましては、特別支援学級在籍児童生徒数の増加、障がいの重度化・多様化を踏まえ、障がい種別に応じた学級設置に努めてまいります。

教育委員会事務局総務部学事課

電話:06-6208-9114 FAX:06-6202-7052

教育委員会事務局指導部インクルーシブ教育推進担当 電話:06-6208-9018 FAX:06-6202-7055

2.20人以上の在がい者がいる学級、医療的ケア児が複数在籍している学級、障がいが重複している子どもが在籍している学級など、特別支援教育に関わる特別な困難を抱えた学校への教職員加配を行う等、教育条件の改善を行ってください。

(回答)各学校の子どもの実態や課題等に対応ができるよう、定数改善を国へ要望していくとともに、今後も引き続き、各学校の実情・実態をより精緻に把握し、教職員の適切な配置に努めてまいりたいと考えております。教育委員会といたしましては、特別支援学級在籍児童生徒数が年々増加している状況の中で、障がいも重度化・多様化していることを踏まえ、特別支援学級に在籍する児童生徒の障がいの実態をもとに障がい種別に応じた学級設置に努めてまいります。

教育委員会事務局教務部教職員人事担当 電話: 06-6208-9125FAX: 06-6202-7053

教育委員会事務局指導部インクルーシブ教育推進担当 電話:06-6327-1009 FAX:06-6327-1023

3. 通常学級において、障がい児学級在籍者を含めた人数が定数(35人、40人)を超えることがないように、学級編成をしてください。

(回答) 小学校・中学校における学級編制は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」および「同施行令」に基づいて、1学級40人(小学校1年生は1学級35人) を基本として編制することとなっております。

少人数学級につきましては、大阪府が小学校2年生について35人で学級編制を実施しており、本市におきましても府の基準に従い、小学校2年生について35人で学級編制を実施しております。

小学校・中学校の特別支援学級の学級編制基準については、1 学級あたりの定員が8人と定められており、通常学級の学級編制に特別支援学級の児童生徒を含めないこととされております。

教育委員会事務局 総務部 学事課 電話:06-6208-9114 FAX:06-6202-7052

4. ①特別支援教育サポーターを充実してください。フルタイム、または授業終了時までの勤務としてください。

(回答)校内における特別支援教育の充実に向け、平成27年度から、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が「共に学び、共に育ち、共に生きる教育」の推進に向けて、「特別支援教育補助員」ならびに「教育活動支援員」の事業を一本化し、新たに特別支援教育サポーターを配置しております。

サポーター1人あたりの勤務は1日5時間、週25時間を上限として配置し、中学校においては、平成25年度から、2学期が開始する8月25日から配置できるようにするとともに、平成26年度からは、土曜授業においても配置しております。

限られた予算の中、現状ではフルタイムまたは授業終了時までの勤務は困難でございます。

教育委員会事務局指導部インクルーシン゙教育推進担当 電話:06-6327-1009 FAX:06-6327-1023 教育委員会事務局指導部教育活動支援担当 電話:06-6208-9182 FAX:06-6202-7055

4. ②特別支援教育サポーターを充実してください。年度当初からの採用としてください。

(回答) 学校からの申請を踏まえ、特別支援教育サポーターの配置が必要かつ有効であると認めた学校に 対して、年度当初から活用できるよう、特別支援教育サポーターを配置しております。今後も、引き続き 適切な配置に努めてまいります。

教育委員会事務局指導部インクルーシブ教育推進担当 電話:06-6327-1009 FAX:06-6327-1023 教育委員会事務局指導部教育活動支援担当 電話:06-6208-9182 FAX:06-6202-7055

4.③ 特別支援教育サポーターを充実してください。大阪市が責任を持って特別支援教育サポーターを 採用し配置してください。

(回答) 特別支援教育サポーターは、各学校からの申請に基づき、配置が必要かつ有効であると認めた学 校に対し、配置を行っております。

特別支援教育サポーターの採用につきまして、各学校での面接等、本人の意思を確認の後、関係職員の登 録手続きを行い、勤務いただいております。

特別支援教育サポーターの人材確保につきましても、教育委員会のホームページ等の募集により、広く 周知する等、人材の確保と配置に努めております。

教育委員会事務局指導部インクルーシブ教育推進担当 電話:06-6327-1009 FAX:06-6327-1023 教育委員会事務局指導部教育活動支援担当 電話:06-6208-9182 FAX:06-6202-7055

5. ①障がい児教育の専門性や継続性を高める手立てを講じてください。希望する特別支援学級担任が継 続できるようにしてください。

(回答) 特別支援学級の担任を含め、学校内における人事配置につきましては、実情に応じ、各学校の創 意工夫のもと、学校長が決定しているところでございます。教育委員会といたしましては、引き続き各学 校長から在籍児童生徒の状況等の把握に努めてまいりたいと考えております。

教育委員会事務局教務部教職員人事担当 電話:06-6208-9125 FAX:06-6202-7053

5. ②障がい児教育の専門性や継続性を高める手立てを講じてください。小学校の教員採用選考にも、障 がい児学級採用枠を設けるよう検討してください。

(回答) 大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テストでは、平成28年度選考テストから、より専門性のあ る優秀な人材を確保するため、「中学校(特別支援学級)」枠を新設し、中学校の特別支援学級専任の教員 として勤務する人材を募集しております。

小学校については、特別支援学級専任の募集は行っておりませんが、平成29年度選考テストからは、特別 支援学校教諭普通免許状を所有する人に対して加点制度を設けるなど、小学校においても、より専門性の 高い人材の確保に努めております。

教育委員会としましては、今後とも、採用選考テストの内容について、学生の動向や他自治体の制度も十 分に把握しながら、さらなる改善に向け調査・研究を進めてまいりたいと考えております。

教育委員会事務局教務部教職員人事担当 電話:06-6208-9125 FAX:06-6202-7053

6. 医療的ケア児を含む重度の障がいを持つ子どもたちへの教育保障を市の責任で行ってください。 (回答) 医療的ケアにつきましては、従前から学校と家庭と主治医とで連携をとり、必要なケアの実施に

努めていただいております。

社会福祉士及び介護福祉士法の一部が改正されたことに伴い、平成23年12月20日付けで文部科学省が通 知した「特別支援学校等における医療的ケアの今後の対応について」により、これまで実質的違法性阻却 の考え方に基づいて医療的ケアを実施してきた特別支援学校や小学校・中学校の教員についても、一定の 研修を受けることで、たんの吸引等(特定の者対象)の医療的ケアが制度上実施可能になりました。

この通知に基づき、平成24年度から大阪市教育委員会が登録研修機関として、年2回の医療的ケアのたん の吸引等(特定の者対象)基本研修を実施しており、各校では複数の教職員が受講し、校内体制を作るよ う周知に努めております。

医療的ケアが必要な児童生徒が在籍する小学校・中学校に対し、看護師の常時配置を進めているところで ございます。

今後も引き続き、きめ細やかな対応により、医療的ケアを必要とする児童・生徒が安全、安心に学校生活 を送れますよう努めてまいります。

教育委員会事務局指導部インクルーシブ教育推進担当 電話:06-6327-1009 FAX:06-6327-1023

7. 医療的ケアを必要とする子どもが、校外活動、宿泊行事に安全に参加できるように、看護師配置や移動手段にかかる予算的な確保等を、大阪市の責任で行ってください。

(回答) 医療的ケアにつきましては、従前から学校と家庭と主治医とで連携をとり、必要なケアの実施に 努めていただいております。

平成24年度から大阪市教育委員会が登録研修機関として、年2回の医療的ケアのたんの吸引等(特定の者対象)基本研修を実施しており、各校では複数の教職員が受講し、校内体制を作るよう周知に努めております。

教育委員会としましては、医療的ケアが必要な児童生徒が地域の学校で安心して共に学ぶことができるよう、対象児童生徒の在籍する小学校・中学校に対し、看護師の常時配置を進めているところでございます。また、校外学習や泊を伴う行事に、常時医療的ケアを必要とする児童・生徒が参加する場合、また教育委員会が付き添いを必要と認める場合は、学校長からの申請に基づき、該当校への看護師の配置を行っております。

今後も引き続き、医療的ケアを必要とする児童生徒一人一人が、安全、安心に学校生活を送れますよう、 体制整備に努めてまいります。

教育委員会事務局指導部インクルーシブ教育推進担当 電話:06-6327-1009 FAX:06-6327-1023

8. ①食事への配慮が必要な子どもへの個別対応給食(障がい児食)を拡充してください。 小学校給食における個別対応給食(障がい児食)を拡大実施してください。

(回答) 大阪市の学校給食は、文部科学省の「学校給食衛生管理基準」を参考に作成した「給食管理・衛生管理マニュアル」に基づいて実施しており、個別対応給食の実施は困難であると考えております。 教育委員会事務局教務部学校保健担当 電話:06-6208-9143 FAX:06-6202-7053

8. ②食事への配慮が必要な子どもへの個別対応給食(障がい児食)を拡充してください。中学校給食の内容を改善してください。

(回答)中学校給食につきましては、温かいおかずの提供やアレルギー対応等をより充実するため、親子方式を中心に、自校調理方式を組み合わせた「学校調理方式」に平成31年度の2学期までに、移行していく予定です。

なお、「学校調理方式」に移行するまでの間は、食缶を用いた温かいおかずの提供や献立内容の充実を行い ながら、デリバリー方式による中学校給食を実施していきます。

教育委員会事務局教務部学校保健担当 電話:06-6208-9158 FAX:06-6202-7053

8. ③食事への配慮が必要な子どもへの個別対応給食(障がい児食)を拡充してください。中学校給食における個別対応給食(障がい児食)を実現してください。

(回答)中学校給食につきましては、デリバリー方式及び親子方式を中心に、自校調理方式を組み合わせた「学校調理方式」により実施しておりますが、いずれの実施方式にしましても、個別対応給食の実施は困難であると考えております。

教育委員会事務局教務部学校保健担当 電話:06-6208-9158 FAX:06-6202-7053

9. 保護者からの特別支援学校への転校希望に対し、速やかに対応してください。

(回答) 転学に関する相談につきましては、児童・生徒の教育を第一に考え、障がいの状態の変化や支援の内容、支援体制、友だち関係や指導の継続性を踏まえながら、相談をすすめております。なお、平成27年6月から就学・転学に関する相談員を配置してまいりました。平成28年度から、電話での相談に加えインクルーシブ教育推進室への来所による、保護者、学校からの相談にも対応しております。

教育委員会事務局指導部インクルーシブ教育推進担当 電話:06-6327-1009 FAX:06-6327-1023

<障がい児の放課後施策>

10. ①放課後等デイサービスについて以下の対策を講じてください。徒歩や公共交通機関を利用する場合も送迎加算の対象となるよう、国に働きかけるとともに、市としても対策を講じてください。また、療育時間及び療育体制が確保できる場合、送迎中も療育時間と認めるようにしてください。

(回答)現在、国の報酬において、放課後等デイサービスの送迎加算については、事業所と居宅又は学校までの送迎のほか、利用者と事前に合意のうえで定めた特定の場所(事業所の最寄り駅や利用者の居宅の近隣に設定した集合場所等)までの送迎を行った場合に算定できることとされていますが、ご指摘のとおり、徒歩や公共交通機関を利用した場合は、送迎加算の対象となりません。

また、運営規程に定める営業時間は、事業所に職員を配置し、児童を受け入れる体制を整えている時間であって、ご指摘のとおり、送迎のみを行っている時間は含まないものとされています。

放課後等デイサービスについては、発達支援を必要とする障がい児のニーズに的確に対応するため、質の

向上や支援内容の適正化が求められているところであり、国の動向を注視してまいります。 福祉局障がい者施策部障がい支援課 電話:06-6208-7986 FAX:06-6202-6962

10. ②放課後等デイサービスについて以下の対策を講じてください。保護者利用料の負担軽減を国に働きかけるとともに、市として軽減策を講じてください。子どもや家族に必要な支給量を減らすことのないようにしてください。

(回答)障がい児通所給付における利用者負担については、通所給付決定保護者の負担能力に応じた負担 上限額が設定されており、本市としましては、全国共通のものとして定められるべきものと考えておりま す。

なお、放課後等デイサービスの支給量につきましては、障がい児の健全な発達のために必要な支援を適切に提供する観点から、障がい児の心身の状態等について勘案しながら、適切な支給量となるように決定してまいります。

福祉局障がい者施策部障がい支援課 電話:06-6208-7986 FAX:06-6202-6962

11. ①学校等と事業所がしっかりと連携できるよう対策を講じてください。各学校へ送迎に関しての相互協力、各学校等の行事予定表などの配布、担当教諭との懇談等、事業所と各学校との連携がとれるようにしてください。

(回答) 放課後等デイサービスは授業の終了後又は休業日に支援を行うサービスであり、障がいのある児童に対し、一人一人のニーズに応じた適切な支援を提供し、また支援の質を高めていくには、学校等の関係機関と緊密な連携を行い、情報を共有することにより、児童に対する理解を深めていくことが重要であると考えています。

また、平成27年度の障がい福祉サービス等報酬改定においては、児童が通う保育所や学校との連携を強化するため、学校等と連携して個別支援計画の作成等を行った場合や、就学前の児童等について就学等に関する相談援助及び学校等との連携調整を行った場合に対する評価が創設されています。

なお、平成27年4月に厚生労働省で定められた「放課後デイサービスガイドライン」においても学校との連携が重要である旨が規定されており、市立の各小学校・中学校・高等学校、市内指定事業者あてにも周知しています。

今後とも、児童が通う学校と実施事業所との連携が円滑に進むよう努めてまいります。 福祉局障がい者施策部障がい支援課 電話:06-6208-7986 FAX:06-6202-6962 教育委員会事務局指導部インクルーシブ教育推進担当 電話:06-6327-1009 FAX:06-6327-1023

11. ②学校等と事業所がしっかりと連携できるよう対策を講じてください。障がい児が地域で安心して活動できるように学校のプールや体育館などを開放してください。

(回答)【北区】プールについては、対象となってはいませんが、体育館やグラウンドなどの学校体育施設の開放については、小・中学校の体育施設を学校教育に支障のない範囲で地域住民に対して開放する「学校体育施設開放事業」として実施しており、障がいの有無に関らず、継続的なスポーツ活動の場や機会を提供し、健康・体力の維持増進、生涯スポーツの振興、生活の質の向上に取り組んでおります。北区では、「大阪市学校体育施設開放事業実施方針」及び「大阪市北区学校体育施設開放事業実施要綱」に基づき事業を実施しており、その運営は学校の属する地域活動協議会が担い、利用調整等を行っております。各地域活動協議会の連絡先については、北区役所へお問合せください。なお、学校教育としては障がいをお持ちの児童についても、学校施設を使用いただけるようバリアフリー対応を行っています。

北区役所地域課(区民協働担当) 電話:06-6313-9743 FAX:06-6362-3821

(回答)【都島区】都島区では、「大阪市学校体育施設開放事業実施方針」及び「大阪市都島区学校体育施設開放事業実施要綱」に基づき、区内の市立小・中学校の体育施設を学校教育に支障のない範囲で地域住民に対して開放することで、継続的なスポーツ活動の場や機会を提供し、健康・体力の維持増進、生涯スポーツの振興、生活の質の向上に取り組んでおります。事業の運営は、小学校区単位で形成される地域活動協議会が担っており、地域住民のボランティアにより利用調整等を行っております。各地域活動協議会の連絡先については、都島区役所へお問い合わせください。

都島区役所まちづくり推進課 電話:06-6882-9743 FAX:06-6352-4558

(回答)【福島区】福島区では、「福島区学校体育施設開放事業実施要綱」に基づき、区内にある大阪市立小・中学校の体育施設を学校教育に支障のない範囲において地域住民に開放し、継続的にスポーツ活動の場や機会を提供し、地域住民の健康、体力の維持増進、生涯スポーツの振興、生活の質の向上に取り組んでおります。事業の運営にあたっては、学校毎に設置している「学校体育施設開放事業運営委員会」が利用調整等を行っております。なお、当区では、学校体育施設開放事業で、プールの開放は実施しておりま

せん。

福島区役所市民協働課(地域活動支援担当) 電話:06-6464-9743 FAX:06-6464-9987

(回答)【此花区】此花区では、「大阪市学校体育施設開放事業実施方針」及び「大阪市此花区学校体育施設開放事業実施要綱」に基づき、区内の市立小・中学校の体育施設を学校教育に支障のない範囲で地域住民に対して開放することで、継続的なスポーツ活動の場や機会を提供し、健康・体力の維持増進、生涯スポーツの振興、生活の質の向上に取り組んでおります。事業の運営にあたっては、学校ごとに「学校体育施設開放事業運営委員会」を設け利用調整等を行っております。なお、当区では、学校施設開放事業で、プールの開放は実施しておりません。各運営委員会の連絡先については、此花区役所へお問合せください。此花区役所市民協働課教育支援・環境グループ電話:06-6466-9743 FAX:06-6466-9919

(回答)【中央区】中央区では、「大阪市学校体育施設開放事業実施方針」及び「大阪市中央区学校体育施設開放事業実施要綱」に基づき、区内の市立小・中学校の体育施設を学校教育に支障のない範囲で地域住民に対して開放することで、継続的なスポーツ活動の場や機会を提供し、健康・体力の維持増進、生涯スポーツの振興、生活の質の向上に取り組んでおります。事業の運営にあたっては、各小・中学校区の「学校体育施設開放事業運営委員会」が、利用調整等を担っております。各運営委員会の連絡先については、中央区役所へお問合せください。

中央区役所市民協働課(市民活動支援担当) 電話:06-6267-9837 AX:06-6264-8283

(回答)【西区】西区では、「大阪市学校体育施設開放事業実施方針」及び「大阪市西区学校体育施設開放事業実施要綱」に基づき、各学校区にお住まいの区民の方を対象に、学校教育に支障のない範囲で区内の市立小・中学校の体育施設を開放し、継続的なスポーツ活動の場や機会を提供することで、健康・体力の維持増進、生涯スポーツの振興、生活の質の向上に取り組んでいます。事業の運営にあたっては、学校ごとに地域の方が中心となって「学校体育施設開放事業運営委員会」を組織し、利用調整などを行っています。利用を希望される場合は、西区役所までお問い合わせください。なお、プールについては、利用できる季節が限られていること、夏休みなどに課外授業(水泳教室)として使用する機会が多いこと、厳格な衛生管理やプール監視員の確保が必要なことなどから、開放は行っていません。

西区役所総務課教育担当 電話:06-6532-9743 FAX:06-6538-7316

(回答)【港区】学校体育施設開放事業(以下「開放事業」という。)については、スポーツ基本法第13条第1項の規定により、大阪市立の小・中・高等学校及び特別支援学校の体育施設を、学校教育に支障のない範囲において地域に開放し、地域住民に継続的にスポーツ活動の場や機会を提供するとともに、地域住民による自主的、主体的な運営や活動の支援を図ることにより、住民の健康・体力の維持増進、生涯スポーツの振興、生活の質の向上に寄与することを目的として、実施しております。港区については、大阪市学校体育施設開放事業実施方針に基づき、上記目的を達成するために、港区内の小学校(11校)、中学校(5校)において、当該校区在住の住民、児童・生徒で組織する団体等を対象として開放事業を実施しており、学校毎に設けられた学校体育施設開放事業運営委員会において、利用調整を行っています。事業の趣旨、目的をご理解いただいたうえで、学校施設の利用を希望される場合は、当該の学校体育施設開放事業運営委員会にお問い合わせください。各学校施設開放事業運営委員会の連絡先は、港区役所のホームページに掲載しておりますので、ご確認ください。なお、プールの開放については、現在港区では実施しておりません。

港区役所協働まちづくり支援課 電話:06-6576-9787 FAX:06-6572-9512

(回答)【大正区】大正区では「大阪市学校体育施設開放事業実施方針」及び「大阪市大正区学校体育施設開放事業実施要綱」に基づき、区内の市立小・中・高等学校の体育施設を学校教育に支障のない範囲で地域に開放し、地域住民に継続的にスポーツ活動の場や機会を提供することで、住民の健康・体力の維持増進、生涯スポーツの振興、生活の質の向上に寄与することを目的として学校体育施設開放事業を実施しています。事業の運営は、学校ごとに設置する「学校体育施設開放事業運営委員会」により行っており、利用にあたっては各校の「運営委員会」において利用調整が行われています。各運営委員会への申し込みについては区役所へお問合せください。

大正区役所市民協働課(市民協働グループ) 電話:06-4394-9743 FAX:06-4394-9989

(回答)【天王寺区】天王寺区では、「大阪市学校体育施設開放事業実施方針」及び「大阪市天王寺区学校体育施設開放事業実施要綱」に基づき、区内の市立小・中学校の体育施設を学校教育に支障のない範囲で地域住民に対して開放することで、継続的なスポーツ活動の場や機会を提供し、健康・体力の維持増進、生涯スポーツの振興、生活の質の向上に取り組んでおります。事業の運営にあたっては、学校ごとに「学

校体育施設開放事業運営委員会」を設置し、利用調整等を行っております。各運営委員会の連絡先については、天王寺区役所へお問合せください。なお、プールについては開放していません。 天王寺区役所 市民協働課(未来人材育成担当) 電話:06-6774-9743 FAX:06-6774-9692

(回答)【浪速区】浪速区では、「大阪市学校体育施設開放事業実施方針」及び「大阪市浪速区学校体育施設開放事業実施要綱」に基づき、区内の市立小・中学校の体育施設を学校教育に支障のない範囲で地域住民に対して開放することで、継続的なスポーツ活動の場や機会を提供し、健康・体力の維持増進、生涯スポーツの振興、生活の質の向上に取り組んでおります。事業の運営にあたっては、学校ごとに「学校体育施設開放事業運営委員会」を設置し、利用調整等を行っております。各運営委員会の連絡先については、浪速区役所へお問合せください。なお、プールの開放については実施していません。浪速区役所市民協働課(こども・教育担当)電話:06-6647-9743 FAX:06-6633-8270

(回答)【西淀川区】西淀川区では、「大阪市学校体育施設開放事業実施方針」及び「大阪市西淀川区学校体育施設開放事業実施要綱」に基づき、区内の市立小・中学校の体育施設を学校教育に支障のない範囲で地域住民に対して開放することで、継続的なスポーツ活動の場や機会を提供し、健康・体力の維持増進、生涯スポーツの振興、生活の質の向上に取り組んでおります。 事業の運営にあたっては、学校ごとに「学校体育施設開放事業運営委員会」を設置し、利用調整等を行っております。学校のプールについては、大阪府遊泳場条例の基準を満たすことができる構造設備を有し、かつ「学校体育施設開放事業運営委員会」が管理・運営面での点検・監視及び安全管理体制を整備することができないため、一般の開放を行っておりません。体育館や運動場等の利用につきましては、各学校の「学校体育施設開放事業運営委員会」が管理しております。 各運営委員会の連絡先については、西淀川区役所へお問合せください。西淀川区役所教育支援課(生涯学習担当) 電話:06-6478-9890 FAX:06-6478-5979

(回答)【淀川区】淀川区では、「大阪市学校体育施設開放事業実施方針」及び「大阪市淀川区学校体育施設開放事業実施要綱」に基づき、区内の市立小・中学校の体育施設を学校教育に支障のない範囲で地域住民に対して開放することで、継続的なスポーツ活動の場や機会を提供し、健康・体力の維持増進、生涯スポーツの振興及び教育コミュニティづくり、生活の質の向上に取り組んでおります。事業の運営にあたっては、学校ごとに「学校体育施設開放事業運営委員会」を設置し、利用調整等を行っております。各運営委員会の連絡先については、淀川区役所へお問合せいただくか、淀川区役所のホームページの学校体育施設開放事業で検索いただくと、各校の連絡先であるメールアドレスなどを掲載しております。 淀川区役所市民協働課(教育支援担当) 電話:06-6308-9415 FAX:06-6885-0535

(回答)【東淀川区】大阪市では、学校体育施設開放事業により市内の小中学校の運動場や体育館等の体育施設を開放しております。学校体育施設開放事業とは、スポーツ基本法第13条第1項の規定により、大阪市立の小・中・高等学校及び特別支援学校の体育施設を、学校教育に支障のない範囲において地域に開放し、地域住民に継続的にスポーツ活動の場や機会を提供するとともに、地域住民による自主的、主体的な運営や活動の支援を図ることにより、住民の健康・体力の維持増進、生涯スポーツの振興、生活の質の向上に寄与することを目的として、大阪市教育委員会の職務権限に属する事務として、区長及び経済戦略局長の補助執行により実施している事業であります。小中学校の体育施設をご利用される場合は、お住まいの地域の小中学校を管轄する運営委員会がありますので、該当する運営委員会あてにご連絡していただき、施設利用の調整をしていただくこととなります。運営委員会の連絡先がご不明な場合は区役所までご連絡ください。また、プールにつきましては、大阪府遊泳場条例の定める施設基準に適合しないため、学校体育施設開放事業では開放しておりません。

東淀川区役所保健福祉課(保健企画) 電話:06-4809-9882 FAX:06-6327-3462

(回答)【東成区】東成区では、「大阪市学校体育施設開放事業実施方針」及び「大阪市東成区学校体育施設開放事業実施要綱」に基づき、区内の市立小・中学校の体育施設を学校教育に支障のない範囲で地域住民に対して開放することで、継続的なスポーツ活動の場や機会を提供し、健康・体力の維持増進、生涯スポーツの振興、生活の質の向上に取り組んでおります。事業の運営にあたっては、学校ごとに「学校体育施設開放事業運営委員会」を設置し、利用調整等を行っております。各運営委員会の連絡先については、東成区役所へお問合せください。なお、学校体育施設開放事業において、プールの開放は実施しておりません。

東成区役所市民協働課 電話:06-6977-9005 FAX:06-6972-2738

(回答)【生野区】大阪市では、市立学校体育施設について、大阪市学校体育施設開放事業により、学校教育に支障のない範囲において地域に開放し、地域住民に継続的にスポーツ活動の場や機会を提供しており

ます。生野区での学校体育施設開放事業については、「生野区学校体育施設開放事業実施要綱」により、各小・中学校に設置している「学校体育施設開放事業運営委員会」で、利用団体の調整を行っています。なお、プール施設について、生野区では開放しておりません。

生野区役所地域まちづくり課 電話:06-6715-9920 FAX:06-6717-1163

(回答)【旭区】旭区におきましては、スポーツ基本法第 13 条第 1 項の規定により、区内にある大阪市立の小学校及び中学校の体育施設を学校教育に支障のない範囲において、地域に開放し、地域住民に継続的にスポーツ活動の場や機会を提供するとともに、地域住民による自主的、主体的な運営や活動の推進を図ることにより、住民の健康・体力の維持増進、生涯スポーツの振興、生活の質の向上に寄与することを目的として、学校体育施設開放事業を実施しております。本事業につきましては、大阪市教育委員会の職務権限に属する事務として、区長の補助執行により実施し、施設の開放を行う学校毎に設置する学校体育施設開放事業運営委員会に運営を委託しております。開放する体育施設につきましては、学校毎に当該学校長の意見を聞いたうえで、区長及び大阪市教育委員会が定めております。ただし、プールにつきましては、大阪府遊泳場条例の定める施設基準に適合しないため、開放しておりません。開放日時につきましては、学校教育に支障のない範囲で学校毎に運営委員会と当該学校長が協議のうえ、当該学校長が決定しております。各学校の体育施設の利用にあたりましては、各学校の運営委員会に申し出ていただき、当該運営委員会が実施する利用資格審査の後、利用調整を実施したうえで、決定しております。なお、利用調整におきまして、申込みが重複した場合は、抽選等の方法により公正・公平に利用者を決定しております。なお、各学校の開放施設、開放日時、利用手続き等の詳細につきましては、お問い合わせください。旭区役所市民協働課(市民協働)電話:06-6957-9743 FAX:06-6952-3248

(回答)【城東区】本市(城東区)では、学校体育施設開放事業として、区内の小中学校の体育施設(グラウンドおよび体育館)を学校教育に支障のない範囲で地域に開放し、地域住民(原則として校区内の児童・生徒・住民)の皆様に継続的にスポーツ活動の場や機会を提供しています。この事業において、利用を希望される団体・グループに対する利用調整等は、施設の開放を行う学校毎に地域関係団体の代表者等により構成される「学校体育施設開放事業運営委員会」が行っておりますことから、各運営委員会にご確認いただきますようよろしくお願い致します。なお、各運営委員会の連絡先については、城東区役所へお問合せください。

城東区役所総務課(総合企画担当) 電話:06-6930-9094 FAX:06-6932-0979

(回答)【鶴見区】鶴見区では、平成25年4月1日から「鶴見区学校体育施設開放事業 実施要綱」を制定し、地域住民による自主的、主体的な運営や活動の推進を図ることにより、住民の健康・体力の維持増進や生涯スポーツの振興、生活の質の向上に寄与することを目的に、運動場や体育館を、学校教育に支障のない範囲で開放しています。事業の運営は、学校ごとに設置する学校体育施設開放事業運営委員会が行っており、利用にあたっては、運営委員会において利用調整が行われています。各運営委員会の連絡先については、鶴見区役所へお問合せください。

鶴見区役所 地域活動支援課(こども・教育) 電話:06-6915-9734 FAX:06-6913-6235

(回答)【阿倍野区】阿倍野区では、「大阪市学校体育施設開放事業実施方針」及び「大阪市阿倍野区学校体育施設開放事業実施要綱」に基づき、区内の市立小・中学校の体育施設を学校教育に支障のない範囲で地域住民に対して開放することで、継続的なスポーツ活動の場や機会を提供し、健康・体力の維持増進、生涯スポーツの振興、生活の質の向上に取り組んでおります。事業の運営にあたっては、学校ごとに「学校体育施設開放事業運営委員会」を設置し、利用調整等を行っており、体育館や運動場等の利用につきましては、各学校の「学校体育施設開放事業運営委員会」が管理しております。学校のプールにつきましては、大阪府遊泳場条例の定める施設基準に適合していないため、一般の開放を行っておりません。各運営委員会の連絡先につきましては、阿倍野区役所企画調整課(地域)へお問合せください。

阿倍野区役所企画調整課(地域) 電話:06-6622-9787 FAX:06-6621-1412

(回答)【住之江区】本市(住之江区)では、小中学校の体育施設を、学校教育に支障のない範囲において地域に開放することで、地域住民(原則として校区内の児童・生徒・住民)に継続的なスポーツ活動の場や機会を提供し、健康・体力の維持増進、生涯スポーツの振興、生活の質の向上のため学校体育施設開放事業を実施しております。ただし、プールについては、大阪府遊泳場条例により開放しておりません。事業の運営にあたっては、学校ごとの「学校体育施設開放事業運営委員会」において、利用希望団体・グループの利用調整等を行っています。各運営委員会への連絡先については、住之江区役所政策推進室へお問い合わせください。

住之江区役所政策推進室 電話:06-6682-9832 FAX:06-6686-2040

(回答)【住吉区】住吉区では、「大阪市学校体育施設開放事業実施方針」及び「大阪市住吉学校体育施設開放事業実施要綱」に基づき、区内の市立小・中学校の体育館及び運動場を学校教育に支障のない範囲で地域住民(各校区の住民が中心となって学校・家庭・地域の連携をめざして活動する団体等 r)に対して開放することで、継続的なスポーツ活動の場や機会を提供し、健康・体力の維持増進、生涯スポーツの振興、生活の質の向上に取り組んでおります。事業の運営にあたっては、学校ごとに「学校体育施設開放事業運営委員会」を設置し、利用調整等を行っております。各運営委員会の連絡先については、住吉区役所へお問い合わせください。

住吉区役所教育文化課 電話:06-6694-9743 FAX:06-6692-5535

(回答)【東住吉区】東住吉区では、「大阪市学校体育施設開放事業実施方針」及び「大阪市東住吉区学校体育施設開放事業実施要綱」に基づき、区内の市立小・中学校の体育施設を学校教育に支障のない範囲で地域住民に対して開放することで、継続的なスポーツ活動の場や機会を提供し、健康・体力の維持増進、生涯スポーツの振興、生活の質の向上に取り組んでおります。事業の運営にあたっては、学校ごとに「学校体育施設開放事業運営委員会」を設置し、利用調整等を行っております。各運営委員会の連絡先については、東住吉区役所へお問合せください。

東住吉区役所区民企画課事業調整担当 電話:06-4399-9923 FAX:06-6629-4564

(回答)【平野区】平野区では「大阪市学校体育施設開放事業実施方針」及び「大阪市平野区学校体育施設開放事業実施要綱」に基づき、区内の市立小・中学校の体育施設を、学校教育に支障のない範囲において地域に開放し、地域住民に継続的にスポーツ活動の場や機会を提供し、地域住民による自主的、主体的な運営や活動の支援を図るとともに、住民の健康・体力の維持増進、生涯スポーツの振興、生活の質の向上に取り組んでおります。

開放事業の対象となる体育施設としましては、運動場、体育館(講堂を含む)、格技室(武道場)等で、プールは対象外です。施設の利用調整は、学校ごとに設置している「学校体育施設開放事業運営委員会」において実施しております。各学校の運営委員会の連絡先につきましては、平野区役所へお問合せください。平野区役所まちづくり協働課 電話:06-4302-9743 FAX:06-4302-9880

(回答)【西区】西成区では、「大阪市学校体育施設開放事業実施方針」及び「大阪市西成区学校体育施設開放事業実施要綱」に基づき、区内の市立小・中学校の体育施設を学校教育に支障のない範囲で地域住民に対して開放することで、継続的なスポーツ活動の場や機会を提供し、健康・体力の維持増進、生涯スポーツの振興、生活の質の向上に取り組んでおります。事業の運営にあたっては、学校ごとに設置の「学校体育施設開放事業運営委員会」が利用調整等を担っております。各運営委員会の連絡先については、西成区役所へお問合せください。なお、当区では、プールについては開放しておりません。

西成区役所市民協働課生涯学習担当 電話:06-6659-9734 FAX:06-6659-2246

<医療>

12. 重度障がい者医療費助成制度を存続・充実させ、医療費負担を無料に戻すとともに、中軽度障がい者も対象にしてください。訪問リハビリ・訪問看護も助成対象としてください。

(回答)本市の重度障がい者医療費助成制度は、大阪府の補助金交付要綱に基づき実施しており、平成16年11月の大阪府の制度改正において、制度の持続可能性の観点から、1医療機関ごとに入通院各1日当たり500円以内で、月2日を限度に一部自己負担額をご負担いただくこととなり、本市においても同様の制度改正を行ったところです。なお、月額2,500円の限度額を設定し、一部自己負担額が限度額を超えた場合、申請により超過分の払い戻しを受けていただけます。

訪問看護利用料につきましては、医療保険適用後の自己負担額から、一部自己負担額として訪問看護利用料のうち総医療費の1割をご負担いただきますと、残りの金額が助成されます。

本市といたしましては、身体障がい者手帳3級の方にも対象範囲が拡大されるよう、従前から大阪府市長会を通じて、府へ要望を行っております。

なお、国に対しましては、国の制度として福祉医療費助成制度を創設されるよう要望を行っているところです。今後とも、国及び府に対しまして引き続き要望してまいりたいと考えております。

福祉局生活福祉部保険年金課(医療助成グループ) 電話:06-6208-7971 FAX:06-6208-4156

13. 障がい者の入院時に必要に応じてホームヘルパー派遣が認められるよう (聴覚障がい者への手話のできるホームヘルパー派遣を含む)国に強く要望するとともに、大阪市としての支援策を講じてください。また、大阪市重度障がい者入院時コミュニケーションサポート事業について、利用対象者を拡大してください。

(回答)ホームヘルプサービス事業は、居宅における日常生活の家事、介護や外出の介助を提供し、住み慣れた地域での生活を支援する目的で実施しています。入院中の方につきましては、国からの通知で病院内の移動等の介助は基本的に院内スタッフにより対応されるべきと定められています。

大阪市では、意思疎通が困難な重度の障がい者が医療機関に入院する場合に、本人の希望によりコミュニケーションサポート事業従事者を派遣し、病院スタッフとの意思疎通の円滑化を図ることを目的として、平成20年10月から大阪市重度障がい者等入院時コミュニケーションサポート事業を実施しております。平成26年4月からは、これまで障がい支援区分6の方に限られていた対象者を見直し、区分6以外の方であっても、重度障がい者等入院時コミュニケーションサポート事業の対象者要件に該当し、本事業による支援が必要と認められる場合には対象者とするよう制度の充実を図っております。

なお、国におきまして、重度訪問介護の訪問先を拡大する法改正が行われたところであり、今後詳細が示されると考えられるため、国の動向について注視してまいります。

また、平成28年7月より、入退院時に加え入院中に医療機関から日帰りで外出する場合等については、同行援護、行動援護、重度訪問介護の利用ができるようになっています。

福祉局障がい者施策部障がい支援課 電話:06-6208-8076 FAX:06-6202-6962

14. 救急搬送に関して、筆談が困難な聴覚障がい者等のコミュニケーション確保のために、絵などを指差ししてコミュニケーションを図るコミュニケーションボード等必要な備品を救急車内に備えてください (回答)消防局では、聴覚障がいのある方や傷病の程度により会話が困難な方からの救急要請に適切に対応するため、絵などを指差ししてコミュニケーションを図るコミュニケーションボードを作成し、全救急隊に対し、積載して活用するよう周知しております。

消防局救急部救急課 電話:06-4393-6627 FAX:06-4393-4750

<交通・住宅・まちづくり施策>

【市営交通機関】

15. ①市営交通機関の存続・発展・拡充で、障がい者の交通権確保と移動の自由を保障してください。 営利目的第一の民営化はしないでください。 市民、とりわけ障がい者が安心して気兼ねなく利用するために、市営交通機関として存続させてください。

(回答) 市営交通の経営形態については、平成25年2月に民営化に関する条例案を上程するとともに、「地下鉄事業民営化基本方針(案)」及び「バス事業民営化基本方針(案)」をとりまとめ、同年5月には議会議論を踏まえさらなる検討を加えた「地下鉄事業民営化基本プラン(案)」及び「バス事業民営化基本プラン(案)」を策定しました。

「地下鉄事業民営化基本プラン(案)」では、株式会社後の会社における安全・安心の確保や、地下鉄8号線など未着手の条例路線をはじめとする今後の大阪市の鉄道ネットワーク整備に関する方策を盛り込みました

地下鉄事業の民営化は、自立した企業体として自らの経営責任のもとで、持続的にさらなる効率的な経営の推進や、お客さまへのスピーディーかつ柔軟なサービス展開を実現するとともに、地域経済の成長・発展にも貢献できるものと考えております。

安全は経営形態に関わらず最優先の課題であるとの認識のもと、民営化後においても安全最優先の姿勢が 揺らぐことはなく、平成30年度からの5年間で約1,070億円の安全関連投資計画を立て、民営化後も引き 続き取り組むこととしております。また、これまで「ひとにやさしい地下鉄」として先進的に取り組んで きたバリアフリー施策については、これまで果たしてきた役割を「経営理念」の根本とし継承していくこ ととしております。

なお、民営化後も当面、100%大阪市出資の株式会社化を図るとしております。

一方、バス事業は、多額の累積欠損金を抱えるなど公営企業としては存続できない状態であることや、乗車人員の増加も見込めない今後の経営環境を踏まえると、現状のままではバスサービスを継続して提供することに限界があります。そのため、将来に亘り、市民・利用者に必要不可欠なバスサービスを持続的・安定的に提供することを目的として民営化を提起しており、経営効率に優れた大阪シティバス㈱に運営を委ねることで路線・サービスの維持向上を図るとともに、不採算であっても必要な路線・サービスは本市が支援しながら維持していくスキームの早期実現が必要と考えています。

なお、民営化スキームにつきましても、議会において様々な議論を重ねてきたところであり、当初は公募により民間バス事業者に委ねるとしていましたが、民間バス事業者なら赤字路線から撤退するのではないかといった市民・利用者の不安を拭い去るべく、平成26年11月には、議会から提起されていた考え方を踏まえ、本市の外郭団体である大阪シティバス㈱へ一括して譲渡する方針に大きく変更し、「バス事業民営化推進プラン(案)」をとりまとめました。

地下鉄・バスの民営化に関する条例案につきましては、平成 25 年 2 月に市会上程後、5 度に及ぶ継続審査を経て、平成 26 年 11 月及び平成 27 年 2 月に否決となったところであります。

民営化に関する条例案の考え方として、「従来の廃止条例案だけでは、市長への白紙委任である。まずは、 民営化基本計画を地方自治法第 96 条第 2 項の議会の議決対象とするための手続き条例を制定していただ きたい。」という議会からのご意見を踏まえ、従来の廃止条例案のみによる民営化という方針を改めること としました。

平成27年9月には、いわゆる手続き条例である「民営化の基本方針を議会の議決事件とすることを定める条例案」を上程し、10月23日に可決、26日に公布・施行されております。

平成28年2月には同条例に基づく基本方針議案を上程し、バス事業の「引継ぎに関する基本方針案」は可決いただきましたが、地下鉄事業の「引継ぎに関する基本方針案」は、平成28年9月末現在、継続審査となっております。

引き続き、議会のご意見を真摯に受け止めながら民営化を進めてまいりたいと考えておりますので、よろ しくお願い申し上げます。

交通局民営化推進室鉄道事業担当 電話:06-6585-6135

交通局民営化推進室自動車事業担当 電話:06-6585-6178 FAX:06-6585-6127(共通)

15. ②市営交通機関の存続・発展・拡充で、障がい者の交通権確保と移動の自由を保障してください。 車いすでも「渡し板」なしで自由に乗車できるホームに改善してください。

(回答) プラットホームと車両の段差や隙間につきましては、車両構造や列車の安全走行上、一定の寸法 を確保する必要があり、さらなる段差隙間解消は安全運行に支障をきたすこととなるため、現状以上の解 消は困難であると考えています。

現段階では、大阪市交通バリアフリー基本構想にあるように全駅に「渡り板」を配備しており、車いすなど自力での乗降が困難となる駅については、安全で円滑な乗降が行えるよう駅係員が乗降のお手伝いをさせていただきますので、ご遠慮なく駅係員にお申し付けください。

交通局鉄道事業本部鉄道統括部鉄道統括課(鉄道バリアフリー企画) 電話:06-6585-6656 FAX: 06-6585-6490

15. ③市営交通機関の存続・発展・拡充で、障がい者の交通権確保と移動の自由を保障してください。 地下鉄京橋~JR・京阪京橋駅までの乗り換え通路を、車いす利用者でも一般利用と同様に雨にぬれることなく行き来できるよう、エレベーターを設置してください。

(回答) 平成 16 年 4 月に京橋地区交通バリアフリー基本構想を策定し、鉄道駅及び駅周辺の道路で一体的なバリアフリー化の実現に向けた取り組みが関係事業者により継続して進められているところです。京橋地区では、JR京橋駅、京阪京橋駅、市営地下鉄京橋駅の3駅が立地することから、交通バリアフリー基本構想において、鉄道駅間の乗り換え経路についても主要な経路と位置付け、段差解消や視覚障がい者誘導用ブロックの敷設の整備を行うこととしています。ご要望にあります地下鉄京橋駅からJR・京阪京橋駅までの乗り換え経路につきましては、基本構想策定時から、より安全で利便性の高いルート整備が望まれていましたが、既存の地下鉄京橋駅と京阪京橋駅の間の地下通路につきましては、エレベーター等を新たに整備することは、大規模な改修となり現時点では実施が非常に困難であることや、地上についても、最短ルートは、歩道の幅が狭かったり自動車交通量が多く歩行者の通行が危険であるなどの理由により、遠回りにはなりますが、安全な移動が確保できる経路を主要な経路として位置づけました。今後も、すべての人が安全で快適に移動できる「ユニバーサルデザインのまちづくり」の観点から、より安全で利便性の高い乗り換え経路が確保できるよう、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

都市計画局開発調整部開発誘導課(エリアマネジメント支援担当) 電話:06-6208-7856 FAX:06-6231-3752

都島区役所総務課(政策企画担当) 電話: 06-6882-9989 FAX: 06-6882-9787

16.8月15日、東京メトロ「青山一丁目駅」で視覚障がい者がホームから転落し、列車にひかれて亡くなりましたが、このホームに可動柵があったらこの事故は防ぐことができたはずです。2度とこうした事故を発生させないためにも可動柵を地下鉄全路線の駅ホームに設置してください。当面、御堂筋線全駅ホームへの設置を必ず行ってください。現在、運用されている「天王寺駅」「心斎橋駅」以降、他の駅への設置が進んでいませんが、人命を守ること、事故を未然に防ぐことを第一義としなければならない鉄道事業者にあっては、もはやダイヤの乱れや混雑による減便などを口実に設置を拒むことは、許されることではありません。一刻も早く、設置計画を明らかにしてください。

(回答) プラットホームからの転落や列車との接触事故の防止対策は重要な課題であり、様々な対策の中でも可動式ホーム柵は事故防止効果の高い対策であると考えています。

しかしながら、ホーム柵の設置にあたっては、車両を決まった位置に停止させる方策や、ホーム柵の設置により狭くなる通路部の対策など、解決すべき課題が多くあります。特に、お客さまのご利用が多い駅では、車両扉に加えてホーム柵を閉める際の安全確認やお客さまの乗り降りに時間がかかってしまうことか

ら、停車時間を延ばす必要があり、輸送力の確保の面で課題があります。平成27年2月と3月にそれぞれホーム柵を設置しました御堂筋線天王寺駅と心斎橋駅につきましては、安全確認のために停車時間を延長するなどのダイヤ変更を実施したことから、現状ではほぼダイヤ通りの運行ができています。一方で、運行本数が減少したため輸送力が低下し、車内の混雑が増している状況です。これ以上に混雑が増すと、到着した列車にご乗車いただけず、次の列車をお待ちいただくなど、お客さまにご迷惑をおかけしてしまうことが懸念されることから、このまま単純に設置駅を増やすことは困難な状況です。以上のことから、ホーム柵の他の駅への展開につきましては、輸送力への影響を見極める必要があり、御堂筋線の状況を踏まえて慎重に検討していくとともに、ホーム柵のみならず、あらゆる方策での転落防止対策に取り組んでまいります。

交通局鉄道事業本部鉄道統括部鉄道統括課(鉄道バリアフリー企画) 電話:06-6585-6656 FAX: 06-6585-6490

17. 地下鉄のワンマン運転が進んでいるようですが、乗降の際の事故の発生率が高くなるため、必ず車掌による安全確認をおこなうよう乗務員は複数体制にしてください。また、安全確保のため、駅ホーム上には必ず駅員を配置してください。

(回答) 交通局では、千日前線・長堀鶴見緑地線・今里筋線で、ワンマン運転を実施しており、扉操作や 肉声放送などの車掌業務は、運転士が行っております。

ワンマン運転路線の扉操作は運転士が、バックミラーや駅のモニター映像、または目視によりホーム上の お客さまの安全確認をして行っており、他のツーマン路線と同様に、お客さまの乗降状態をしっかりと確 認したうえで、一呼吸置いた扉操作を実施しているところでございます。

これらの対応により、ワンマン路線でも、ツーマン路線と同様に、十分な安全性の確保を図っておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

交通局鉄道事業本部運輸部運転課 電話:06-6585-6373 FAX:06-6585-6383

17. 地下鉄のワンマン運転が進んでいるようですが、乗降の際の事故の発生率が高くなるため、必ず車 掌による安全確認をおこなうよう乗務員は複数体制にしてください。また、安全確保のため、駅ホーム上 には必ず駅員を配置してください。

(回答)交通局では、地下鉄各駅への要員配置につきましては、各駅舎の規模、列車の運行頻度やホームの形状、ご利用者数などを考慮して設定いたしております。特にホームでは、朝夕のラッシュ時を中心に、それぞれの駅の実情に応じて可能な限り要員を配置し、ホームにおけるお客さまの安全確保と、列車のスムーズな運行に努めております。この中で、お身体の不自由なお客さまへの対応といたしましては、駅職員がお身体の不自由なお客さまをお見かけした場合には、お声掛けをし、お客さまのご意向を確認のうえで、ホーム等への案内を行い、お客さまが列車に乗車された時には降車駅に連絡し、降車駅の職員がホームまでお迎えに行くといった対応を行っております。

なお、お客さまのホームでの安全確保の観点から、軌道転落等の発生時に列車を止めるための「非常停止 合図装置」を全駅に設置いたしております。

さらに、全駅で駅構内に点字誘導ブロックを敷設しているほか、「点字駅構内案内冊子」を全駅分作成し、 目の不自由なお客さまにご利用いただいております。

今後もお身体の不自由なお客さまをはじめ、全てのお客さまが安全・快適に地下鉄をご利用いただけるよう、安全面・サービス面の向上に努めてまいります。

交通局鉄道事業本部運輸部駅務課 電話:06-6585-6395 FAX:06-6585-6400

18. 市バス65系統を住吉区役所前にも止めるようにしてください。

(回答)全市的なバス路線につきましては、市民・利用者の皆様に必要なバスサービスを将来にわたり持続的・安定的に提供していくため、交通政策として必要な路線の維持を目指し、各区と調整したうえで、利用動向に応じた見直しを平成26年4月1日に実施いたしました。また、公共交通ネットワークの中で、バス路線が全体として、公平で、効率的かつ効果的な輸送サービスが提供できるよう、系統ごと、時間帯別の調査データに基づき、ご利用状況に見合った回数・輸送力の調整に努めているところであり、市内部は、バスと鉄道を合わせた公共交通ネットワークでカバーできており、全体として必要なバスサービスは確保できていると考えています。

これら必要な路線・サービスを維持したうえで、なお区内で独自に移動手段を必要とする場合は、各区において、地域の実情に応じて取組むこととなっており、区民サービス向上のため多様な手段に取組まれている各区の判断に委ねてまいりたいと考えています。

65号系統を住吉区役所前に停車させることにつきましては、現行の経路を変更することにより、停車できなくなる停留所があることから、現状では困難と考えています。

54A・63・64号系統が「住吉区役所・区民センター」停留所に停車しますので、公共交通ネットワ

ークでのご利用をよろしくお願いいたします。

今後とも、本市の交通政策として市民・利用者の皆様に必要なバスサービスを維持し、安定的な提供を目指す中で、様々なご意見・ご要望やバス需要の動向等を注視するとともに、区役所や関係各局と連携しながら、全体として、より便利で効率的な輸送サービスが提供できるよう努めてまいります。

交通局自動車部運輸課(路線計画) 電話:06-6585-6472 FAX:06-6585-6451

19. 市バス乗車時に自動アナウンスでなく運転手による案内の場合、行先案内だけで経由先が省略されることがよくありますが、必ず経由先も案内するよう周知してください。

(回答) 市バスにおきましては、お客さまに安全で安心してご乗車いただけるよう、自動アナウンスとともに、常日頃からバス運転手に対し、マイクアナウンスを活用した丁寧な案内、事故防止の注意喚起、謝辞の励行について指導しております。行き先案内につきましては、複数の系統が運行する停留所等において、主要な停留所を経由地として案内することにより、行き先をより分かりやすくお伝えし、乗り間違いの防止に努めているところですが、引き続き、バス運転手に対し、行き先及び経由地の案内をはじめ、状況に応じたマイクアナウンスの活用について指導してまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

交通局自動車部安全サービス課(接客・運転指導) 電話:06-6585-6436 FAX:06-6585-6451

20. バスロケーションシステムが導入されている停留所での音声案内について、例えば「三稜中学校」や「府立総合医療センター」など、交通量が多いにもかかわらず音量が小さすぎて聞き取りにくいことがよくあります。近隣住民への配慮については、昼間と夜間とで適切に音量を調整するなどして、視覚障がい者が聞き取りやすいよう改善してください。

(回答) バスロケーションシステム標識の音声案内の音量につきましては、周辺の環境により音量の調整を行っております。今回ご指摘を賜りました、三稜中学校、府立総合医療センター停留所につきまして平成 28 年 9 月 23 日に標識の点検を実施しまして、適正な音量に調整いたしました。他の標識につきましても、定期的な点検を努めてまいりますのでご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

交通局自動車部運輸課(路線施設) 電話:06-6585-6421 FAX:06-6585-6428

【その他公共交通機関】

21. 大阪環状線およびゆめ咲線の車両が今年度から平成 30 年度にかけて順次、3ドアタイプに統一され、全ての電車が大和路快速や関空紀州路快速と同じホーム上の \triangle 印に停車することになり、両路線とも可動式ホーム柵の設置が容易となります。つきましては、大阪市としてJR西日本に対し、早急に両路線の全駅ホームに可動式ホーム柵を設置するよう要望してください。

(回答) 大阪市では、鉄道駅舎における可動式ホーム柵等の整備によって、プラットホームからの転落や走行中の列車との接触事故を防ぎ、もって障がい者や高齢者等の移動の円滑化及び鉄道利用者の安全を確保することを目的とした「大阪市鉄道駅舎可動式ホーム柵等整備事業補助制度」を設けており、JR西日本に対し、整備計画等について、引き続き聞き取りや働きかけを行ってまいります。なお、国土交通省の「ホームドアの整備促進等に関する検討会」から、平成23年8月に出された「中間とりまとめ」において示された転落防止対策の進め方では、1日あたりの利用者数が10万人以上の駅においては、原則として可動式ホーム柵又は内方線付き JIS 規格化点状ブロックの整備等を優先的に実施するよう努めることとされています。また、可動式ホーム柵等の整備については、停車する車両の扉位置が定まっており、車両を自動的に一定の位置に停止させることができるなどホームの構造が旅客の円滑な流動に支障を及ぼす恐れが無い駅においては、停止時分の増大等のサービス低下、莫大な投資費用等の課題についての検討を踏まえつつ、可動式ホーム柵の整備を優先するよう努めるとされています。

都市計画局計画部交通政策課 電話:06-6208-7841 FAX:06-6231-3753

22. スルッとKANSAI協議会は、「スルッとKANSAI」対応カードの販売を2017年3月31日に終了し、2018年1月31日に利用を終了すると発表していますが、このまま予定通り終了されることになれば、私鉄および市営交通を、このカードを用いて介護人付き障がい者割引で便利に利用している障がい者にはたいへんな不便を強いることになります。大阪市においては、スルッとKANSAI協議会に対し、今回の決定を中止するよう要望するとともに、少なくとも大阪市営交通においては「スルッとKANSAI」が継続利用できるように「レインボーカード」の販売と使用を継続してください。また、それが困難な場合、交通系ICカードによる介護人付き障がい者割引の利用ができるよう各社に働きかけてください。

(回答)交通局では、平成8年2月から発売しているスルッと KANSAI 対応カード「レインボーカード」に つきまして、平成29年3月31日をもって発売を終了するとともに、平成30年1月31日をもって駅の自動改札機及びバスの料金収納機での取扱いを終了することといたしました。

スルッと KANSAI 対応カードは、スルッと KANSAI 協議会に加盟している各社局で共通利用できるカードで、同協議会が平成 16 年に PiTaPa サービスを開始して以降、ご利用が減少しているため、この度、同協議会として、加盟各社局での発売並びに駅の自動改札機及びバスの料金収納機での共通利用を終了することとしたものです。

スルッと KANSAI 対応カードの発売終了後につきましては、当局では、ご利用範囲は市営交通に限られるものの、特別割引用を含め「回数カード」は引き続き発売することとしております。

また、当局以外の、スルッと KANSAI エリアでのご利用に際しては、特別割引用のスルッと KANSAI 対応カードの発売及び利用の停止を踏まえ、現在、スルッと KANSAI 協議会において、代替案を検討しているところです。

交通局経営管理本部経営管理部経営企画課 電話:06-6585-6168 FAX:06-6585-6940

23.「スルッとKANSAI」対応カードの利用が終了した場合でも、市営交通機関においては、引き続きプリペード方式による「無料乗車証」が利用できるようにしてください。

(回答)本市では、障がいのある方の自立と社会参加の促進を図るため、大阪市営交通が運営する交通機関の「無料乗車証」及び「割引証」を交付しております。「無料乗車証」については、「スルッとKANSAI」対応カードと関連するものではなく、「スルッとKANSAI」対応カードの利用が終了した場合でも、引き続きご利用いただくことができます。

福祉局障がい者施策部障がい福祉課 電話:06-6208-8072 FAX:06-6202-6962 健康局健康推進部こころの健康センター 電話:06-6922-8520 FAX:06-6922-8526

【住宅】

24. バリアフリーの市営住宅を大幅に増設してください。

(回答)現在、新築する住戸については、高齢者や障がい者をはじめ、すべての方々が安全かつ安心して 快適に生活できるように床段差の解消や、玄関・浴室・トイレへの手すりの設置などを行うとともに、共 用部についても、階段や廊下への手すりの設置や福祉型エレベーターの設置を行うなど、高齢者や障がい 者などに配慮した住戸建設を進めています。

また、需給バランスを見ながら、車いす常用者向けの特別設計住宅の建設も福祉部局と連携して行っています。

都市整備局住宅部建設課(建設設計) 電話:06-6208-9243 FAX:06-6202-7075

25. 築30年以上のバリアフリー住宅で、構造上はエアコンが1カ所しか取り付けられない住宅があります。温暖化で気温が上昇しており、熱中症等の命と健康にかかわることなので、そういう住宅には、エアコンが複数設置できるような工夫や配慮を市の責任で行ってください。

(回答)近年建設した住宅は、各部屋に壁掛けエアコンが設置できるようになっていますが、平成3年以前の住宅については、壁掛けエアコンの設置ができる部屋は1か所となっており、壁掛けエアコンの設置できないその他の部屋につきましては窓付けエアコンや冷風機等での対応をお願いしております。

都市整備局住宅部保全整備課 電話:06-6208-7834 FAX:06-6202-7063

26. 市営住宅の家賃減免制度を元通りに復活させてください。

(回答)公営住宅の家賃は、その制度趣旨から、収入と住宅の規模・設備水準等に応じた応能応益家賃として、所得の低い方でも負担可能な低廉な家賃となっておりますが、世帯の収入が著しく低いなどの理由により家賃の全額負担が困難な場合に、応能応益家賃を補完するための福祉的配慮として、入居者からの申請に基づき、家賃の減免を行っております。平成24年2月の家賃減免認定分までは、政令月収74,000円以下の世帯を対象とし、政令月収を10段階に区分し、区分毎に家賃減免算定基礎額を定め、家賃減免算定基礎額に住宅係数を乗じて得た額と、各区分毎に定めた最低負担額を比較して、いずれか高い額を減免後家賃としておりました。

しかしながら、当時の家賃福祉減免制度の適用を受けている世帯をみますと、同じ世帯収入でも収入の種類等によって家賃算定上の所得に大きな差が生じ、適用される家賃額が異なるという収入算定上の課題や、住宅の広さや設備水準等の便益が十分に反映されていないことなど、受益と負担の公平の観点からの課題がございました。

そのため、平成24年3月以降における家賃減免認定分からは、収入の種類にかかわらず総収入をもとに家賃減免の適否を判断するよう改めるとともに、減免後家賃について、住宅の便益がより反映されるよう応能応益家賃に減額率を乗じて算定する方法に変更しました。

都市整備局住宅部管理課 電話:06-6208-9262 FAX:06-6202-7063

27. 住宅改造費助成制度の助成限度額を引き上げ、必要に応じて複数回数使える制度に拡充してくださ

11

(回答)本事業は、障がい者の方の在宅生活を支援することを目的に、厳しい財政状況の中、本市独自の事業として継続しているものであり、平成21年4月からは、課税世帯の助成上限額について、非課税世帯と同額となるよう引き上げを行い、制度の充実を図ったところです。現時点では、本市の厳しい財政状況から、助成額の拡充は困難であると考えております。なお、回数については、障がい者の方に公平な支援を行う観点から、原則として1回とさせていただいております。

福祉局障がい者施策部障がい支援課 電話:06-6208-7993 FAX:06-6202-6962

【公共施設・道路】

28. ①長居障がい者スポーツセンター・舞洲障がい者スポーツセンターを整備・拡充してください。2016年3月31日に文部科学省より公表された、地域における障がい者スポーツ普及促進に関する有識者会議報告を受け、長居・舞洲両障がい者スポーツセンターの施設整備計画や長居障がい者スポーツセンターの建て替え計画など、大阪市における今後の障がい者スポーツ振興策を示してください。

(回答) 長居・舞洲両障がい者スポーツセンターは、障がいのある人がいつ一人で来館しても指導員や仲間がいて、安心していろいろなスポーツを楽しめることで、障がい者の社会参加の機会を増やし豊かな日常生活をおくっていただく目的で設置した障がい者専用のスポーツ施設です。

長居障がい者スポーツセンターにつきましては、昭和 49 年開設の施設で、障がいのある人に利用していただけるように、バリアフリーに対応した施設となっており、それぞれの障がいに応じた設備を設けて運営を行っておりますが、施設の建て替えなどについては当面の間予定はございません。

また、大阪市障がい者スポーツ大会の開催や全国障がい者スポーツ大会への大阪市選手団の派遣、スキー教室の開催、国際親善車椅子バスケットボール大会の開催などの障がい者スポーツ振興事業を実施し、長居・舞洲障がい者スポーツセンターの運営とあわせて、障がいのある人が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障がいの状況に応じ必要な配慮をしつつ、ライフスタイルの多様化にあわせて、地域でのスポーツ活動が行えるよう努めてまいります。

福祉局障がい者施策部障がい福祉課 電話:06-6208-8075・8072 FAX:06-6202-6962

28. ②長居障がい者スポーツセンター・舞洲障がい者スポーツセンターを整備・拡充してください。障がい者が多数宿泊できて、バリアフリーの設備や機能が整っている貴重な施設である舞洲障がい者スポーツセンター宿泊施設を拡充してください。宿泊施設を障がい者スポーツの研修や支援学校の合宿、修学旅行などの観光拠点として存続を図り積極的に活用するとともに、その立地条件を生かし、日常的に障がい者がジョギングやウォーキングなどを楽しめるよう、施設・設備を拡充・整備してください。

(回答)大阪市舞洲障がい者スポーツセンターに併設する宿泊研修施設につきましては、スポーツセンターでのスポーツ活動を楽しむ方のほか、障がい者スポーツに関する研修及び特別支援学校が行う合宿や修学旅行の観光拠点など、様々な目的での利用に活用されており、利用者からも好評をいただいております。当該宿泊施設については、舞洲内にある他の施設とも定期的に情報交換を行っており、舞洲全体の活性化にも取り組んでいるところで、今後も引き続き情報共有を行い、障がいのある人がより楽しめるよう連携を行ってまいります。

福祉局障がい者施策部障がい福祉課 電話:06-6208-8075 FAX:06-6202-6962

29. 市内北東部にも障がい者スポーツセンターを建設してください。

(回答)現在のところ、新たな障がい者スポーツセンターの建設予定はありません。障がいのある人がいつ一人で来館しても指導者や仲間がいて、安心していろいろなスポーツを楽しむことで、障がい者の社会参加の機会を増やし豊かな日常生活をおくっていただく目的で、昭和49年に全国で初めての障がい者専用のスポーツ施設として長居障がい者スポーツセンターを整備しました。また、平成9年にはスポーツ施設に宿泊・研修施設を併設した舞洲障がい者スポーツセンターを整備し、障がいのある方がスポーツに接する機会をさらに増やすと共に社会参加の促進に努めているところです。

福祉局障がい者施策部障がい福祉課 電話:06-6208-8075 FAX:06-6202-6962

30. 住吉区役所に設置されている受付番号発券機が更新され、ボタン操作がタッチパネル方式となったため、視覚障がい者は単独で利用できなくなってしまいました。そもそも発券機をバリアフリーにしなかったこと自体が問題であり、対応策を求めるとともに、他の役所においてもこのようなことのないよう周知徹底してください。また、住吉区役所の玄関受付から各課の窓口までの距離が遠いため迷うことがよくありますので、視覚障がい者を誘導するための点字ブロックを敷設してください。

(回答)受付番号発券機につきましては、老朽化により平成26年度から順次入れ替えを行ってまいりましたが、その際、点字シールが添付されていなかったことで、視覚に障がいがある方の利用にご不便をおかけし、大変申し訳ありませんでした。新しい発券機につきましては点字シールを添付するとともに、各課

窓口のフロアマネージャーや職員が積極的に声掛けをするなど、区役所に来られた方々の手続きがスムー ズに行えるよう努めてまいります。

各課受付窓口までの誘導につきましては、区役所建物の構造上、全ての窓口への点字ブロックでの誘導は難しい状況です。現在、区役所北側玄関から1階庁内案内まで点字ブロックを敷設しており、庁内案内に常駐のフロアマネージャーがご用件をお伺いし、窓口までご案内させていただくことで対応させていただいております。何卒ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

住吉区役所総務課 電話:06-6694-9904 FAX:06-6692-5535

31. 最近、点字ブロックの色や材質が「デザイン性重視」を口実に、黄色ではなく他の色が用いられたり、足触りだけでは容易に点字ブロックとして判断できない材質のものが多くなりつつあります。こうした製品が普及すれば、弱視者を含め、視覚障がい者の安全な歩行の妨げともなりかねません。大阪市においては各局および各区において、このようなことのないよう周知するとともに、民間事業者に対しての啓蒙もおこなってください。

(回答)大阪市内における認定道路上の点字ブロックの色は黄色を基本としております。また、材質は、原則、セメントコンクリート製品を使用しておりますが、横断歩道橋の橋面などのように構造的にセメントコンクリート製品の仕様が困難な場については、滑りにくく、つまずきにくい製品を使用しています。形状及び寸法は『JIS T 9251』の規格を適用しております。

建設局道路部道路課 電話:06-6615-6782 FAX:06-6615-6582

【防災】

32. 一時避難所・福祉避難所への、情報・コミュニケーションをすすめ、各区の担当職員を対象とした 研修はもちろん、各区でろうあ者が福祉避難所で安心して避難生活ができる環境を整備してください。

(回答)本市におきましては、災害時において、障がいがある方などの要配慮者への配慮がなされた避難所づくりに向けて、地域の自主防災組織や区役所などが連携して取組みを進めています。要配慮者への相談対応体制、支援物資の提供、福祉避難室の確保等の避難所環境の配慮を含めた避難所開設訓練などの訓練や防災セミナーの実施を進めており、必要に応じて自主防災組織力向上アドバイザーの派遣による取組支援も行っています。

また、一般の災害時避難所では対応できない要配慮者の避難生活の場を確保するための福祉避難所の指定を進めており、高齢者施設や障がい者施設を中心として、284 施設(平成28年4月1日)の指定が完了しています。

今後とも、本市職員や地域などの防災関係者への啓発も含め、避難行動要支援者支援の取組みの促進に努めてまいります。

危機管理室危機管理課 電話:06-6208-9808 Fax:06-6202-3776

<就労支援施策>

33. 柔道整復師による医療保険のカラ請求、水増し請求、振替請求などの不正請求、および広告違反などについて、奈良県橿原方式を参考に、大阪市として実態把握に努め、法の順守を求めてください。

(回答)柔道整復施術にかかる保険請求にあたっては、負傷内容や受療回数、請求金額について被保険者の方が確認したうえで申請書に署名したものを、整骨院等が各健康保険に提出することとなっています。本市国民健康保険におきましては、被保険者の方が整骨院等で申し出た負傷内容や受療回数に対して、請求内容が適正なものであるか、平成24年度から専門知識を有する民間事業者に委託し、柔道整復施術に係る療養費支給申請書の内容点検事業を実施しています。点検の結果、請求誤りや不適正な請求であることが判明した場合は、整骨院等に費用の返還を求めています。

また、必要に応じ、整骨院等に調査指導権限を持つ大阪府に報告を行うことで、適正な保険請求に向けた取り組みがなされるよう努めています。

この他、被保険者の皆様に、柔道整復師における施術のうち、保険適用となるものは、打撲、捻挫、骨折などに対する施術に限られ、単なる肩こりや腰痛はその対象にならないことを、ホームページや医療費通知の同封ビラ等において、制度の周知を図っているところです。

生活福祉部保険年金課(給付グループ) 電話:06-6208-7967 FAX:06-6208-4156

33 柔道整復師による医療保険のカラ請求、水増し請求、振替請求などの不正請求、および広告違反などについて、奈良県橿原方式を参考に、大阪市として実態把握に努め、法の順守を求めてください。

(回答) 広告違反への取り組みにつきましては、施術所開設時に実施している立入検査において、広告の チェックを行うとともに広告違反防止の啓発を行っております。

また、市民の方から通報があった場合は、保健所職員が当該の施術所に臨時立入検査を行い、広告違反の指導を行っています。今後とも施術所の広告違反に対する指導を適正に行ってまいります。

健康局大阪市保健所保健医療対策課(医療指導グループ) 電話:06-6647-0679 FAX:06-6647-0804

34. マッサージ業における無免許者の取り締まりを厳正に行ってください。

(回答) あん摩マッサージ指圧、鍼灸の施術所において、無資格者が従事しているという情報が寄せられた場合には、本市保健所職員が現地に出向き、立入検査を行い、事情を聴取し、無資格者が従事することのないよう、適正に指導を行っております。また、各施術所が無資格者を排除する目的で、有資格者の氏名を店内等に掲示する取り組みを行っており、当課ではその取り組みに協力しています。今後とも、法令の周知徹底に努めるとともに、無資格者の従事につきましては、関係機関と連携を図り、指導してまいります。

健康局大阪市保健所保健医療対策課(医療指導グループ) 電話:06-6647-0679 FAX:06-6647-0804

35. 大阪市として、視覚障がいあはき師の就職や開業が厳しい状況にある実態を正確に把握し、水道局や環境局、建設局、交通局など現業部署への視覚障がいのあるヘルスキーパーの採用や、吹田市が本年10月より同市在住の高齢者に「はり・きゅう・マッサージクーポン券」を交付する事業を開始しましたが、大阪市でもこうした視覚障がい者の就労につながる支援策を講じるよう検討してください。

(回答)【福祉局】本市では、物品購入や役務の提供などにおいて、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(障害者優先調達推進法)」に基づいた本市調達方針を策定し、障がい者就労施設等からの優先的な調達に努め、障がいのある方の自立の促進を図っております。

福祉局障がい者施策部障がい福祉課 電話:06-6208-8072 FAX:06-6202-7075

(回答)【環境局】ご要望のヘルスキーパーの採用については環境局業務においては必要性の低いものと考えており、現在採用に向けた検討は行っておりません。また、局事業の一層の効率化を図るため、ごみ収集輸送事業の民間委託化の拡大をはじめとした取組を推進していく方針でありますので、今後の採用の予定もございません。ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

環境局総務部職員課 電話番号:06-6630-3145 FAX 番号:06-6630-3580

(回答)【建設局】ご要望のヘルスキーパーについては建設局業務においては必要性の低いものと考えており、現在採用に向けた検討を行っておらず、今後も採用の予定はございません。本市が直面する厳しい財政状況を鑑み、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

建設局総務部職員課 電話:06-6615-6445 FAX:06-6615-6575

(回答)【交通局】交通局の現業部署は24時間勤務であるため、職員の健康管理には努めておりますが、 平成28年9月末現在、ヘルスキーパーの採用はしておりません。視覚障がいのある方を含めた障がい者雇用については、今後の検討課題とさせていただきます。

交通局経営管理本部職員部人事課 電話:06-6585-6267 FAX:06-6585-6281

(回答)【水道局】

水道局においては、職員数の削減を実施している状況や職員向けの福利厚生を見直した経過から、新たな 採用区分を設けて局独自の採用は予定しておりません。

水道局総務部職員課人事担当 電話:06-6616-5420 FAX:06-6616-5449

36. 高齢聴覚障がい者の再就職に関わる実態調査を実施し、具体的な支援を行ってください。

(回答)本市では、6つの地域障がい者就業・生活支援センターと、これを統括する中央センターにより、 市内7地域で障がいのある方への就労支援を実施しているところです。

同センターでは、相談者の方が就労へとつながるよう、高齢聴覚障がい者の方をはじめ、障がいの特性やそれぞれの障がいの状態に即し、一人ひとりの状況に応じた就労支援を行うよう努めております。

福祉局障がい者施策部障がい福祉課 電話:06-6208-8072 FAX:06-6202-7075

<福祉施策・その他>

37. 障がい福祉サービスについて、充分な職員配置を行い円滑な運営が行えるよう、報酬単価の大幅な引き上げを国に強く要望するとともに、大阪市として独自に支援策を講じてください。また各種加算の更なる充実を図るよう国に強く要望してください。

(回答) 平成 27 年度の報酬改定において、処遇改善加算や各種加算の見直しが図られたところです。しかし、この報酬改定によって全てが充分な報酬単価設定となっていない状況も見受けられることから、引き続き、本市として国に対して充分な報酬単価の設定が図られるよう要望してまいります。

福祉局障がい者施策部障がい支援課 電話:06-6208-7986 FAX:06-6202-6962

38. 利用料1割負担を廃止するよう国に要望するとともに、大阪市独自の支援策を講じてください。

(回答) 自立支援給付における利用者負担については、利用者等の負担能力に応じた負担上限額が設定されており、本市としましては、全国共通のものとして定められるべきものと考えております。また、利用者負担が困難な場合の軽減措置として、所得水準に応じた段階的な月額負担上限額の設定、居宅で生活されている方に対する通所施設・在宅サービス等軽減、補足給付や食費等に対する軽減措置、利用者負担により生活保護を受けることにならないようにするための減免措置等が設けられているところであり、今後も、これらの各減免措置を十分活用していただきたいと考えております。

福祉局障がい者施策部障がい支援課 電話:06-6208-8245 FAX:06-6202-6962

39. 障がい支援区分について、認定状況や実態把握と検証を大阪市として行い国に改善策を要請してください。認定調査員への研修を徹底し調査員によって違いが生じないようにしてください。

(回答) 障がい支援区分の認定調査にあたっては、認定調査員に対し、就任時だけでなく、理解を深めるための研修会を開催するなど、認定調査員マニュアル等国基準の周知徹底をはかってきたところです。今後も、大阪市としても認定状況の把握に努め、制度の周知徹底に努めるとともに、より適切に区分認定が行えるよう、国に対して働きかけを行います。

福祉局障がい者施策部障がい支援課 電話:06-4392-1730 FAX:06-4392-1732

40.41.42.

- ・支給決定においては、障がい支援区分は勘案事項であるという原則を遵守し、利用者の希望に応じた支 給決定を行ってください。利用の足かせになっている障がい支援区分の居宅支援基準を撤廃して、必要な 支援時間について利用できるようにしてください。当面は、基準枠外の非定型ケースの判断を区役所段階 でできるようにしてください。
- ・支援学校卒業生が就労継続支援B型事業を希望する場合、アセスメントを受けなくても本人が希望する サービスの支給決定を行ってください。
- ・骨格提言に沿った支給決定の仕組みとなるよう国に要望してください。

(回答)障がい福祉サービスの支給決定にあたりましては、障がい支援区分のほか、介護者の状況、居住の状況など障がい者の様々な状況についてきめ細かに確認するとともに、サービス利用の意向に基づきサービス利用計画案を作成し、それらを総合的に勘案したうえで適切な支給決定を行うこととしております。居宅介護等の訪問系サービスについては、支給決定を公平かつ適正に行うため、あらかじめ支給の要否や支給量の決定についての支給決定基準を定めております。

また、障がい支援区分が、障がいの多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を段階的に区分していることに鑑み、障がい支援区分を勘案した支給決定基準としております。

支給決定基準と異なる支給決定を行う場合についても、支給決定案について本市全体において公平かつ適正なものとするため、区役所と福祉局障がい支援課で協議を行い、障がい支援区分認定審査会の意見を聴いた上で、個別に適切な支給量を定めるものとしております。

就労継続支援B型事業を希望し、就労経験や年齢等の本事業の対象者要件に該当しない場合は、「障害者の日常日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」により、就労移行支援事業を利用(暫定支給決定における利用を含む。)し、そのアセスメント結果や、本人の希望を考慮したうえで、区が事業の利用を決定することが必要となります。

今後も本人の生活実態や障がいの状況を考慮し、必要とされるサービスの支給決定を行っていきたいと考えております。

福祉局障がい者施策部障がい支援課 電話:06-6208-8245 FAX:06-6202-6962

43. 平成30年3月末までの適用期限となっている食事提供体制加算について、継続するよう国に強く要望してください。

(回答)食事提供体制加算は、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び児童発達支援において、低所得の利用者の食事負担が原材料費相当のみとなるよう設けられています。この加算については、平成18年度に平成21年3月31日までの時限措置として創設され、その後においても、3年ごとの障がい福祉サービス等報酬改定の度に、適用期限が3年間延長されてきています。本市としましては、食事提供体制加算が今後とも継続して実施されるよう、引き続き国に働きかけてまいりたいと考えています。

福祉局障がい者施策部障がい支援課 電話:06-6208-8245 FAX:06-6202-6962

44. 生活介護事業を希望する全ての利用者が利用できるよう、支援区分等の利用条件の緩和を国に強く

要望してください。

(回答)生活介護事業は、障がいのある方にとって、地域で生活するうえで必要な社会参加や日常生活を 行う上で重要な支援であると考えております。

本市といたしましては、支援を必要とする障がい者のニーズに対し必要な支援を提供できるよう、適切な報酬単価の設定等を国に対して引き続き働きかけを行ってまいります。

福祉局障がい者施策部障がい支援課 電話:06-6208-8245 FAX:06-6202-6962

45. 就労継続A型事業所について、運営や支援内容に問題が起こらないよう監査及び指導を徹底してください。

(回答)本市では、就労継続支援A型事業所を含めた指定障がい福祉サービス事業者等に対して、指定時研修、集団指導及び事業所を直接訪問して行う実地指導等を実施しております。実地指導にあたっては、事業の適正な運営とサービスの質の確保にむけて、設備基準、人員基準及び運営基準などが遵守されているかの確認や帳票類と請求情報を突き合わせて、不適切な報酬請求がないかなどの確認等を行っております。

特に就労継続支援A型事業所につきましては、平成27年9月、厚生労働省より「指定就労継続支援A型における適正な事業運営に向けた指導について」が通知され、本市としましてもこの通知に基づき、利用者の意向や能力等を踏まえ個別支援計画が作成され、当該計画に基づいたサービス提供が行われているかなど、必要な支援が適切に実施されるよう事業者に対し指導しているところであります。

福祉局障がい者施策部運営指導課 電話:06-6241-6527 FAX:06-6241-6608

46. 障がい者及び高齢障がい者が利用できる生活施設の増設を行ってください。

(回答) 本市においては、現在、新たな障がい者支援施設を整備する予定はありません。

本市では、施設から地域生活への移行の推進に取り組んでおり、今後とも、障がいのある人が可能な限り 施設に入所することなく、地域で安心して生活を続けることができるよう、地域移行や地域定着等の支援 の充実を図ってまいります。

福祉局障がい者施策部障がい福祉課 電話:06-6208-8075 FAX:06-6208-6962

- 47. グループホームの新規開設で、介護度の高い利用者が安心して生活できるよう設備整備について、 土地購入費、建物建設費及び購入費、初度調弁費、建物改築費、消防設備設置費等の補助額及び適用箇所 数を拡充してください。
- ①消防法改正に伴う施設整備について、スプリンクラー設置にかかる費用について全額補助金で設置できるように国に強く要望するとともに、大阪市として独自補助を行ってください。
- ②平成30年3月を過ぎてもスプリンクラーが設置出来ないホームがある場合、事業継続など必要な対策を講じてください。
- ③賃貸住居で運営しているホームについて、消防法関連で大きな支障がある場合は、大阪市として必要な 対応を講じてください。
- ④市営住宅の消防設備について、消防設備及び設備維持費も含めて大阪市の責任で行ってください。
- (回答)本市におきましては、障がい者の地域生活にとって重要な社会資源であるグループホームの整備を促進するため、社会福祉法人等営利活動を目的としない法人が、市内で新規に整備を行う障がい者グループホームに対し、国の社会福祉施設等施設整備費補助の対象外の整備について、整備費・設備整備費補助を行っております。

スプリンクラーにつきましては、経過措置の終了する平成30年3月末までに円滑な設置が進むよう、事業者の必要経費等に対し、十分な補助を行うための財政措置を講じるよう国に対して引き続き要望する等、今後ともグループホームの整備促進に努めてまいります。

また、賃貸住居や市営住宅を含めグループホームに入居される障がい者の方々が地域で安全・安心な生活を送ることができるよう、今後も引き続き本市消防局初め各関係部局と連携してまいりたいと考えております

福祉局障がい者施策部障がい支援課 電話:06-6208-8245 FAX:06-6202-6962

- 48.24時間支援を行っている事業所に対する支援策を講じてください。
- ①障害者総合支援改正法に関わらず軽度障がい者本人等の希望がある限り、グループホームでの暮らしを継続できるようにしてください。

②国は区分4以上又は65歳の方で、日中系サービスが利用できない状態の利用者に対する支援を日中グループホームで行った場合に日中支援体制加算(I)を創設しました。しかし、平日のみが加算対象であったり、単価も利用者が2名であっても、1名分と同額になったりと十分なものではありません。重度や高齢の方が安心して生活できるように、日中支援が安定的に行えるよう国に強く要望するとともに、大阪市

として必要な支援策を講じてください。

- ③土曜日・日曜日・祝日や災害等により日中支援事業所の休所時や利用者の急病で日中をホームで過ごす必要がある場合、ホームで日中支援を十分に行なえるように、現行制度の拡充を国に強く要望するとともに、大阪市として独自の加算・補助制度等の支援策を講じてください。
- ④社会的入院の解消などで、グループホームを利用する場合利用者が安定して生活ができるまで、入居場所と同敷地内で日中活動ができる場を提供するか、数カ月の移行措置期間を設けてください。
- ⑤夜間支援体制加算について、障がい支援区分を算定基準にせず、支援対象者の人数のみで算定するなど 到底重度や高齢の利用者の支援が十分できる内容ではありません。必な職員の配置を行えるように、制度 の拡充を講じるよう国に強く要望してください。
- (回答) グループホームは、現行の制度において、障がい者が地域で暮らすための大切な方策となっており、本市としましては、今後も引き続き障がい者の生活実態や障がいの状況を考慮し、必要とされるサービスの支給決定を行っていきたいと考えております。

また、平成26年度からのグループホームの一元化に伴い、日中及び夜間支援については、その支援体制や 医療連携体制等の評価の見直しが国において行われるなど一定の改善が図られております。

本市としましては、グループホームが利用者に対して必要かつ十分な支援を行うことができるよう、適正な報酬単価の設定とともに、安定的かつ継続的に運営できるよう、十分な財政支援や職員配置基準等制度の見直しについて、引き続き国に要望してまいります。

福祉局障がい者施策部障がい支援課 電話:06-6208-8245 FAX:06-6202-6962

49. 大阪市の同行援護事業において、上限51時間に達しない月に残った時間数を翌月に繰り越して利用できるようにしてください。

(回答) 大阪市では、同行援護について、一月あたり障がい者(18歳以上)については51時間、小学校5年生から18歳未満の障がい児については24時間、小学校1年生から小学校4年生については12時間の支給基準時間を設けております。

なお、支給基準時間を超えて支援を必要とする特段の理由がある場合には、保健福祉センターと福祉局障がい支援課で協議を行い、障がい支援区分認定審査会の意見を聴いた上で、個別に適切な支給量を定めるものとしております。

福祉局障がい者施策部障がい支援課 電話:06-6208-8076 FAX:06-6202-6962

- 50. 短期入所(ショートステイ)事業がより利用者の実態に対応したものになるように大阪市独自の支援策を講じてください。
- ①ショートステイがいつでも利用できるよう設置個所を増やす対策として、グループホーム整備費及び設備整備費と同様の補助制度を創設してください。
- ②緊急時の利用に備えての空床確保への補助制度を創設してください。
- ③各行政区に利用窓口を設置し、利用手続きなどがスムーズに行えるようにしてください。
- ④強度行動障がいの利用者が安心して利用できるよう、職員加配等の支援策を講じてください。

(回答) 短期入所の利用を希望する人が、必要な時に利用できるようにするためには、サービス基盤の確保が必要であるため、国に対し報酬単価改定を含む制度の見直し等を引き続き働きかけてまいります。また、利用が必要な時に円滑に利用できるようサービスにかかる情報提供等の仕組みづくりについて検討していきます。

福祉局障がい者施策部障がい支援課 電話:06-6208-8245 FAX:06-6202-6962

- 51. 補装具・日常生活用具を拡充してください。
- ①補装具は、耐用年数に至らない場合でも、身体状況の変化や行動範囲が広くて補装具の損傷が激しい場合などの際には、必要に応じて給付するようにしてください。
- ②自己負担なく日常生活用具が支給されるよう、給付上限額を引き上げてください。
- ③オムツの給付要件を意思疎通が取れない人に限るのではなく、一人暮らしで夜間自分ではトイレにいけないなど生活環境を加味した給付要件に緩和してください。
- (回答)補装具費の再支給については、国が定める耐用年数を経過していることが原則となりますが、身体状況の変化や本人の責任に拠らない事情により亡失・毀損した場合は、新たに必要と認める補装具費を支給しています。

日常生活用具の給付上限額については、障がい者等が用具を使用するうえで最低限必要な機能を有した用 具を基準に市場価格等を考慮し設定しています。

今後も、市場価格の動向を反映した上限額の設定に努めてまいります。

紙おむつについては、給付対象者の要件を、ぼうこう・直腸機能障がい者でストマ用装具を装着すること ができないなど紙おむつが必要な方、または乳幼児期以前に発生した非進行性の脳病変による脳原性運動 機能障がいにより排尿もしくは排便の意思表示が困難な方で、紙おむつを必要とする方としています。 本市では、厳しい財政状況の中、現在のところ対象者の拡充は困難であると考えています。 福祉局障がい者施策部障がい支援課 電話:06-6208-7993 FAX:06-6202-6962

- 51. 補装具・日常生活用具を拡充してください。
- ④ I H台所用機器を肢体障がい者にも日常生活用具として支給してください。
- ⑤情報不足を補い社会参加を促進するために、パソコンを日常生活用具として復活させてください。

(回答) 日常生活用具の給付については、地域生活支援事業への移行にあたり、国において用具の定義が次の3点の要件をすべて満たすものとされており、本市ではこの定義を踏まえながら、支給品目の設定を行っているところです。

- ・安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの。
- ・日常生活上の困難を改善し、自立を支援し、社会参加を促進するもの。
- ・製作や改良、開発にあたって障がいに関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般的に普及していないもの。

本市では、電磁調理器の給付につきましては、日常生活を営むうえでより制限が多いと考えられる重度の視覚障がい又は知的障がいのある、単身もしくはこれに準じる世帯の方を給付対象としております。

パソコンにつきましては、その利便性から障がいのある方についても日常生活での様々なバリアを解消する一助になっている点は認識しておりますが、近年における職場や各家庭への普及状況等から日常生活用 具の要件全てを満たすものとは考えにくく、国と同様に平成 18 年 10 月に給付品目の見直しを行ったところです。

福祉局障がい者施策部障がい支援課 電話:06-6208-7993 FAX:06-6202-6962

52. 大阪市障がい者支援計画及び障がい福祉計画の各サービスの数値目標達成に向けた具体的な計画を明らかにしてください。また、現在国で検討されている地域生活支援拠点(障害児・者の地域生活支援推進のための多機能拠点構想)について、大阪市としてどのように整備していく考えかを示してください。

(回答)大阪市障がい者支援計画及び第4期障がい福祉計画において設定する成果目標については、活動指標(各障がい福祉サービス等の利用実績等)の活用も図りつつ、その進捗状況の把握・分析を行い、障がい者施策推進協議会及び各専門部会へ報告し、協議会からの評価・分析に関する意見を踏まえ、成果目標の達成に向けて必要な措置の検討を進めていきます。

国は、第4期障がい福祉計画の策定にかかる指針において、目標設定の一つとして、障がい者の地域生活を支援する機能の集約等を行う拠点等について、平成29年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つの拠点等を整備することとされています。

本市においては、地域生活支援拠点について、障がいの重度化・高齢化に対応した障がい福祉サービスの 提供体制を整え、安心して暮らせる地域生活の支援を進めていくため、コーディネート機能の充実を図る 面的な体制整備について検討を進めることとしております。

既存事業との役割の整理を進めながら、福祉サービス事業者等の関係機関の連携を高めるため、コーディネート機能が担うべき役割等の具体的な整理を行ってまいります。

福祉局障がい者施策部障がい福祉課 電話:06-6208-8071 FAX:06-6202-6962

53. ①相談支援事業の実施について、その役割を重視し以下の点で制度の改善を行ってください。指定特定等のサービス等利用計画作成等にあたって、一般相談支援等と同様に単にサービス等利用計画作成にとどまらず、日常的な相談支援が必要なケースがほとんどです。そのため、一般相談支援等の専門職員配置が可能な、相談支援事業の基礎的な制度を改善し、円滑な相談支援が行えるよう財政的な措置を行ってください。

(回答)本市の厳しい財政状況を踏まえ、国に対し、サービス等利用計画の作成及び見直しのみを報酬上、評価するのではなく、すべての指定事業所において運営が成り立つよう、必要な種類の加算を設けるなど、報酬体系の見直しを早急に行うよう要望を行っております。

福祉局障がい者施策部障がい福祉課 電話:06-6208-8081 FAX:06-6202-6962

53. ②相談支援事業の実施について、その役割を重視し以下の点で制度の改善を行ってください。行政 (区保健福祉課) と各指定相談支援事業所との連携を強化してください。個人のケース記録などの情報を 本人の同意を得たうえで共有できるようにしてください。

(回答) 行政が作成したケース記録などは、本市内部での意思決定の際の判断材料となる公文書であり、外部に情報提供する必要がある場合は、その都度、必要最小限の情報のみを、ご本人の承諾を得たうえで提供しております。本市機関と相談支援事業所が該当資料を常時共有するのは馴染まないものと考えております。

福祉局障がい者施策部障がい福祉課 電話:06-6208-8081 FAX:06-6202-6962

53. ③相談支援事業の実施について、その役割を重視し以下の点で制度の改善を行ってください。サービス利用計画の完全実施を受けて、まだまだ相談支援事業所(相談支援専門員)の絶対数が不足している 状態です。市独自に相談支援専門員の配置を十分行うことができるよう支援策を講じてください。

(回答)本市では、市内の指定特定相談支援事業所の絶対数が不足している状況を踏まえ、区地域自立支援協議会、区役所、区障がい者相談支援センター、大阪市障がい者基幹相談支援センターなどと連携して、事業所立ち上げの説明会を開催してきているほか、各区での説明会に活用できるテキストづくりなどの取組みを行っております。

また、国に対しては、本市の厳しい財政状況を踏まえ、事業者の経営実態に見合う報酬水準を確保し、良質な人材の確保が図られるよう、相談支援報酬の引き上げに関する要望を繰り返し行っていきます。 福祉局障がい者施策部障がい福祉課 電話:06-6208-8081 FAX:06-6202-6962

- 54. 地域活動支援センターの委託料や各種加算等について大阪市独自に改善してください。
- ①地域活動支援センターは他の事業に繋がり難い方々の居場所になるなど、障がい当事者にとってはなくてはならない存在です。委託料については、せめて生活介護事業の報酬単価と同等以上になるよう引き上げてください。
- ②委託料の算定について、各障がいの特性に配慮して通院など必要不可欠な事由については出席扱いする・年間の平均利用者で委託費を決定するなど、実態に即したものとしてください。
- ③委託料の支給決定について、年度当初の利用登録人員で委託料の支給決定をしてください。

(回答)地域活動支援センター事業(活動支援A型)の業務委託にかかる予算については、前年度の平均利用人数を基礎として、利用人数規模や事業を推進するための体制及び業務遂行上必要となる物品・役務等にかかる経費の積算に基づき算定しております。

委託料の算定については、緊急性や効果的な支援を図るために職員が自宅へ訪問したり、病院へ付き添うなどの直接支援を行った場合、その日報やサービス提供記録等を作成するなどにより、支援内容等を記録することを前提として出席扱いすることは可能としています。また、運営実態や利用者の実態に即した事業内容となるよう、基本委託料に加え、それぞれの事業者が選択して行う事業への加算や、建物等賃貸借加算、重度・重複障がい者支援加算等を行っており、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等を行う社会資源として安定した運営ができるよう支援に努めております。

基本委託料については、運営実績を反映したものとするために前年度平均利用人数に基づき算定しているところですが、当該年度平均利用人数を反映し、年度末に精算を行っているところです。

福祉局障がい者施策部障がい支援課 電話:06-6208-8245 FAX:06-6202-6962

5.5. ①移動支援事業の拡充とヘルパー確保に向けて支援策を講じてください。障がいのある人が通勤や通学等社会生活を行う上で必要な移動支援を、個別給付の事業として新たに設けるよう国に要望するとともに、大阪市として独自に支援策を講じてください。

(回答)本市における移動支援事業のサービス内容については、支援費制度の時と同じ「社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動の支援」で「通勤、営業活動等の経済活動に係る外出や通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。」としております。通学、通所など「通年かつ長期にわたる外出」については基本的にサービスの対象としておりませんが、保護者等の冠婚葬祭や入院等により通学や通所が困難な場合には、緊急避難的な対応として一定期間の利用を可能とし、日中活動の継続を支援できるように努めています。

本市としましては、他の指定都市等と連携しながら移動支援事業を個別給付(法定給付)とするよう国に対し働きかけるとともに、個別給付化にあたっては通所や通学等にかかる外出についてもサービスの対象とするよう併せて要望してまいります。

福祉局障がい者施策部障がい支援課 電話:06-6208-8076 FAX:06-6202-6962

5.5.②移動支援事業の拡充とヘルパー確保に向けて支援策を講じてください。ガイドヘルパーの確保に向けて早朝加算等の加算制度を大阪市独自に講じてください。

(回答)移動支援事業は障がい者の社会参加や地域生活において必要不可欠な支援であり、障害者総合支援法で法定給付として明確に位置づけて実施することが重要であると考えます。今後とも国に対し、地域生活支援事業ではなく自立支援給付で対応(法定給付化)するよう制度改正等を要望するとともに、障がいのある方のニーズに対応できるだけの十分な財源措置を講じるよう要望してまいります。

福祉局障がい者施策部障がい支援課 電話:06-6208-8076 FAX:06-6202-6962

5 5. ③移動支援事業の拡充とヘルパー確保に向けて支援策を講じてください。グループホーム利用者の 通院援助に移動支援のヘルパー利用ができるようにホーム利用者に対する算定を認めてください。現状の 通院援助によるヘルパー利用は慢性疾患の定期通院のみで利用制限があります。 突発的な病気や怪我をしたときには利用できません。ホーム職員が通院支援する場合はマンツーマンの対応が必要であり、職員体制を確保することは困難な状況です。

(回答) グループホームにかかる通院等介助については、基本的に日常生活の支援の一環として世話人や生活支援員がその役割を担うことになりますが、平成19年度から慢性疾患の利用者がいる場合、定期的に通院を必要とし、世話人等が個別に対応することが困難な場合があることから、月2回まで利用が可能となりました。

本市といたしましては、グループホームが安定的かつ継続的に運営できるよう、財政支援や職員配置基準等の制度の見直しについて国に対して要望しております。

福祉局障がい者施策部障がい支援課 電話:06-6208-8076 FAX:06-6202-6962

5 5. ④移動支援事業の拡充とヘルパー確保に向けて支援策を講じてください。全ての施設利用者(児)が移動支援事業(ガイドヘルパー)を利用できるようにしてください。

(回答)本市における移動支援事業については、平成18年10月から、それまでの支援費制度における居宅介護事業の中の移動介護サービス(ガイドヘルパー)として実施していた事業を、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)に基づく地域生活支援事業の一つとして実施をしています。移動支援事業への移行に際しては、これまで受給されている方のサービス低下をきたさない観点から、支援費制度の事業内容等をもとに本事業を創設いたしました。

また、施設入所されている障がい者のうち、特に重度の障がいを有する肢体不自由の方を対象に、社会生活上必要不可欠な外出や社会参加を促進する観点から「施設入所者ガイドへルパー派遣事業」を実施していましたが、障害者自立支援法の施行に伴い、地域生活支援事業の移動支援事業として実施しております。対象者の拡大につきましては、現在のところ困難であると考えております。

福祉局障がい者施策部障がい支援課 電話:06-6208-8076 FAX:06-6202-6962

5 6. 手話通訳者派遣事業、ろうあ者生活相談事業、中途失明者訪問指導事業の予算を拡充してください。 (回答) 当該事業の予算の拡充につきましては、各事業が障害者総合支援法の地域生活支援事業に位置付けされている事業であり、聴覚・言語に障がいのある方々の日常生活に必要不可欠なコミュニケーションの確保、また、中途失明者を含む身体障がい者が日常生活を営むうえで障がいの特性に応じた支援や訓練を行っていく必要があることからも事業の重要性は十分認識しており、所要の財源確保に引き続き努力してまいります。

福祉局障がい者施策部障がい福祉課 電話:06-6208-8081 FAX:06-6202-6962

57. 各区役所に手話通訳者・相談員を正規職員で設置してください。当面の間は、手話通訳者派遣事業の委託先職員の巡回等による対応を行ってください。

(回答) 聴覚・言語に障がいのある方々の支援としまして、手話通訳者派遣業務や聴言障がい者生活相談業務で専任者を配置して事業を実施しており、日常生活に不可欠なコミュニケーション手段の確保や生活相談につきましては、同事業をご利用いただきますようお願いいたします。

聴覚・言語に障がいのある方々のコミュニケーション手段確保及び生活相談の重要性については本市としても認識しており、今後とも円滑に事業運営できるよう、努力してまいりたいと考えておりますが、福祉局といたしましては、各区役所への手話通訳者・相談員の正規職員の配置は困難な状況です。

福祉局障がい者施策部障がい福祉課 電話:06-6208-8081 FAX:06-6202-6962

58. 福祉施設や福祉事業への指定管理やプロポーザルなど入札制度の導入をやめてください。聴覚障がい者コミュニケーション支援事業、中途失明者訪問指導事業等については専門性や継続性を担保できるよう委託料を確保してください。また、プロポーザル方式ではなく、対象者である市民と業務従事者が安心できる委託方式としてください。

(回答)業務内容が専門的であり継続性が要求される業務などについては、事業者選定の仕方、契約手法を慎重に考えていく必要があります。一方で、これまで特名随意契約など特定の事業者と契約していた事業については、複数の事業者が実施可能となっている場合もございます。本市としましては、市民の皆様にご理解を頂くうえで、適切な契約手法を選択していく必要があることから、業務の特性を十分理解したうえで事業を進めていきたいと考えています。

なお、当該2事業につきましては、金額優先の入札形式は事業の性質上馴染まないものと判断し、業務の 専門性を確保するための資格要件や継続性を保持するための十分な引き継ぎ期間を設けるよう条件設定し たうえで、公募型プロポーザル契約を実施しております。 福祉局障がい者施策部障がい福祉課 電話:06-6208-8081 FAX:06-6202-6962

59. 手話奉仕員養成講座の講師養成の経費を予算化して、手話奉仕員のレベルアップを図ってください。 (回答) 手話奉仕員養成講座の講師については、現在、委託事業者において手話技術や手話通訳経験を有 し、手話奉仕員養成の講師経験のある者を確保のうえ実施しているところです。手話奉仕員養成講座を終 了された方につきましては、手話通訳者の講習について案内し、レベルアップしていただけるように努め ているところです。

福祉局障がい者施策部障がい福祉課 電話:06-6208-8081 FAX:06-6202-6962

60. 大阪市に身体障害者福祉法第34条に基づく聴覚障がい者情報提供施設を設置してください。

(回答)本市では身体障害者福祉法第34条に基づく施設の役割と同等の事業である手話通訳者派遣事業や手話奉仕員養成事業等を、聴覚障がい者の方への支援のために実施しているところであります。

現在、本市において聴覚障がい者情報提供施設の設置予定はございませんが、引き続き、聴覚に障がいのある方への必要なサービス提供に努めてまいります。

福祉局障がい者施策部障がい福祉課 電話:06-6208-8081 FAX:06-6202-6962

61. 両耳の聴力レベルが30 デシベル以上70 デシベル未満で身体障がい者手帳の交付対象となっていない児童に対する補聴器の修理代の支給を図ってください。

(回答)本市では、平成23年度より両耳の聴力レベルが60デシベル以上70デシベル未満の児童に対し、補聴器購入費の一部を支給しています。また、平成28年度より対象者の範囲を30デシベル以上に拡大し実施したところであり、本市の厳しい財政状況から、現時点では修理代の支給は困難であると考えております。

福祉局障がい者施策部障がい支援課 電話:06-6208-7993 FAX:06-6202-6962

62. ろう者のスポーツ参画を拡充するために、競技力向上事業補助金によるトップアスリートへの支援だけでなく、堺市などで行われている「競技スポーツ大会出場奨励金」を創設し積極的に活用してください。

(回答)本市のスポーツに関する競技水準の向上及び大会運営を担う審判員などの人材育成に資する事業、並びに 2020 年の東京オリンピックに向けた気運の醸成をめざし、トップアスリートを育成する事業に対して補助を行う競技力向上事業補助金制度を設けております。現在のところ、堺市で行われている「競技スポーツ大会出場奨励金」の創設の予定はありませんが、大阪市障がい者スポーツ大会の開催をはじめとする、様々な障がい者スポーツ振興事業を実施し、長居・舞洲障がい者スポーツセンターの運営とあわせて、障がいのある方が、障がいの状況に応じてスポーツ活動が行えるよう努めてまいります。

福祉局障がい者施策部障がい福祉課 電話:06-6208-8072 FAX:06-6202-6962

経済戦略局スポーツ部スポーツ課 電話:06-6469-3882 FAX:06-6469-3898

63.「大阪市こころを結ぶ手話言語条例」の啓発を図ってください。

(回答)「大阪市こころを結ぶ手話言語条例」については平成28年1月に制定・施行されており、条例では手話への理解の促進及び手話の普及を行うとされています。

大阪市こころを結ぶ手話言語条例が施行された以降の周知・啓発としては、ホームページに情報を掲載し、 医療機関や障がい福祉サービス事業者等各種関係機関に対する研修や集団指導等の機会があるごとに、周 知・啓発を行っているところです。今後も引き続き、大阪市こころを結ぶ手話言語条例に関する周知・啓 発に努めてまいります。

福祉局障がい者施策部障がい福祉課 電話:06-6208-8081 FAX:06-6202-6962

64. 現行制度における介護保険対象となった障がい者に対して、一律に介護保険サービスを優先することなく厚生労働省通知(平成19年3月28日付)をふまえ、本人のニーズや状況に基づいて柔軟に支給決定を行ってください。また、介護保険制度利用を余儀なくされた者については、障がい者施策と同様に住民税非課税世帯の利用料を無料としてください。

(回答) 自立支援給付と介護保険制度との適用関係の基本的な考え方は、国の通達により介護保険サービスが優先されることとなりますが、相当するサービスが介護保険にあっても、介護保険サービスを一律に優先させるのではなく、必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か否かを適切に判断することとされています。

本市においては、65歳以上の方であっても障がい状況等から必要と認められるサービス支給量が介護保険 法の保険給付だけでは十分に確保できないと判断される場合には、必要に応じて介護保険法による保険給 付に加えて障がい福祉サービスの提供ができるよう支給決定しております。 介護保険サービスを利用するにあたっては、利用料として、サービスに係る費用の1割又は2割を負担いただいていますが、利用者負担額が高額になる場合は、高額介護サービス費の支給により負担軽減を図っており、年金収入等が年80万円以下の第2段階の方については、月額負担上限額を15,000円とする等、低所得者に対する自己負担が少なくなるよう配慮されています。

また、医療保険における世帯単位で1年間の介護保険及び医療保険の利用者負担の合計が一定の上限金額 を超えた場合については、高額医療合算介護(介護予防)サービス費を支給しています。

加えて、施設入所者等にご負担いただいている食費・居住費についても、所得に応じた負担限度額が設けられ、基準費用額と負担限度額との差額が、特定入所者介護サービス費として支給されています。さらに、 社会福祉法人等が提供する福祉サービスについては、低所得者の利用料を軽減する制度を法人等の協力を 得て実施しているところです。

福祉局障がい者施策部障がい支援課 電話:06-6208-8245 FAX:06-6202-6962

福祉局 高齢者施策部 介護保険課(保険給付グループ) 電話:06-6208-8059 FAX:06-6202-6964

65. すでに障がい福祉サービスを利用するための障がい支援区分認定を受けていて、その後、介護保険サービスの認定区分が要支援から非該当になったため、改めて障がい福祉サービスを利用するための障がい支援区分の認定を受け直さなければならなくなり、それまで受けていたサービスが3か月ほど利用できませんでした。このような場合、障がい支援区分認定が決定するまでの間、暫定的に、これまで受けていたサービスが、引き続き利用できるようにしてください。

(回答)本市においては、障がい者の生活実態や障がいの状況に即して、緊急その他やむを得ない理由により必要があると認めるときは、障害者総合支援法第30条に基づき、特例介護給付費又は特例訓練等給付費による障がい福祉サービスの提供ができるよう支給決定しております。今後とも個々の状況を考慮しながら、必要とされるサービスの支給決定を行っていきたいと考えております。

福祉局障がい者施策部障がい支援課 電話:06-6208-8245 FAX:06-6202-6962

66.介護予防・日常生活支援総合事業に移行しても、これまで通り要支援の方に対して、ホームヘルプサービス・デイサービスを受けられるようにしてください。またこのような場合、障がい福祉制度の居宅介護サービスを再び利用できるようにしてください。

(回答) 平成 26 年の介護保険法の改正に伴い、遅くとも平成 29 年 4 月までに、要支援者に対する全国一律の訪問介護、通所介護のサービスについて、市町村が実施する新しい総合事業に移行し、現行相当のサービスと多様な主体による多様なサービスを提供することとされております。

要支援の方に対する通所型サービスについては、引き続き現行相当のサービスを提供するとともに、訪問型サービスについては、既にサービス利用している要支援者、認知機能・コミュニケーション課題のある方、身体介護の提供が必要な方など専門的なサービスを必要とする方には、引き続き現行相当のサービスを提供してまいります。

また、自立支援給付と介護保険制度との適用関係の基本的な考え方は、国の通達により介護保険サービスが優先されることとなりますが、相当するサービスが介護保険にあっても、介護保険サービスを一律に優先させるのではなく、必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か否かを適切に判断することとされています。

本市においては、65歳以上の方であっても障がい状況等から必要と認められるサービス支給量が介護保険 法の保険給付だけでは十分に確保できないと判断される場合には、必要に応じて介護保険法による保険給 付に加えて障がい福祉サービスの提供ができるよう支給決定しております。

福祉局高齢者施策部高齢福祉課 電話:06-6208-9957 FAX:06-6202-7075

福祉局障がい者施策部障がい支援課 電話:06-6208-8076 FAX:06-6202-6962

67. ①聴覚障がい者が介護保険施策を安心して受けることのできるようにしてください。

ろう高齢者がショートステイや、地域のデイサービスに集まれる曜日を設けるなど、制度や施設を利用するための特別の配慮が講じられるよう、利用者本人やサービス提供施設やケアマネージャー、地域包括支援センター、協議会(自立支援協議会)など、関係先に働きかけてください。

(回答)介護保険サービスは、サービス事業者との契約により利用する制度となっています。特別な配慮が必要な場合は、個々にサービス事業者と十分相談することが必要となります。

福祉局高齢者施策部介護保険課(保険給付グループ) 電話:06-6208-8059 FAX:06-6202-6964

67. ②聴覚障がい者が介護保険施策を安心して受けることのできるようにしてください。

介護認定において、聴覚障がいの障がい特性としての生活管理の困難さやコミュニケーションや社会性構築の困難さなどが反映されるよう認定調査員の研修はもちろん、認定審査会でも周知を徹底化してください。

(回答)要介護・要支援の認定は、介護が必要な状態かどうか、必要な状態であればどの程度かを認定するものであり、認定調査項目や主治医意見書の記載事項、認定審査会における審査判定手順等、要介護認定事務の全般について全国一律の基準が定められており、本市におきましても法令等に基づき、公平・公正な調査・審査判定に努めております。

本市におきましては「要介護認定訪問調査に係る聴覚障がい者等への手話通訳者派遣事業実施要綱」を定め、要介護認定調査の実施にあたり、聴覚障がい等により意思疎通が困難な高齢者等が希望する場合には、認定調査実施時における手話通訳者の派遣を行い、当該調査において本人の心身状況等を的確に調査に反映するよう努めているところです。

また、本市が市内の認定調査を全件業務委託している大阪市社会福祉協議会の認定調査員を対象に実施する研修におきましても、認定調査の実施にあたっては、障がい特性に充分配慮するよう徹底を図っております。

今後とも、聴覚障がい等調査実施に配慮を必要とする方に対し適切な認定調査を実施することができるよう研修等のあらゆる機会を利用し、必要な情報の周知徹底に努めてまいります。

福祉局高齢者施策部介護保険課(認定グループ) 電話:06-4392-1729 FAX:06-4392-1232

67. ③聴覚障がい者が介護保険施策を安心して受けることのできるようにしてください。特別養護老人ホームへの入所対象者について、要介護1・2の特例対象に「聴覚・言語障がい」を加えてください。

(回答)特別養護老人ホームは、制度改正に伴い、平成27年4月1日以降、限られた資源の中でより必要性の高い方々が入所しやすくなるよう、居宅での生活が困難な中重度の要介護高齢者を支える施設として、機能の重点化が図られることとなります。このため、新たに入所する方については原則要介護3以上となりますが、要介護1又は2の方であっても、やむを得ない事情により特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難である場合には、特別養護老人ホームへの入所が認められます。

なお、次の要件に該当する方は入所が認められます。

- ・認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること
- ・知的障がい・精神障がい等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁 に見られること
- ・家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること
- ・単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること

福祉局高齢者施策部高齢福祉課 電話:06-6208-8053 FAX:06-6202-6964

68. ①精神科救急医療について、「こころの救急相談」へ電話しても病院を紹介されるだけで、治療に繋がらなかったり、救急車を呼んでもたらい回しにされたり府下の病院を紹介されたりといった状況がいまだにあります。入院するような状態ではなく診療(外来診療、投薬など)を受けることで落ち着き一晩を何とか乗り越えられるといった状況にある方も多くいます。これらの状況の解決を図るために以下の施策を講じてください。

精神科一次救急医療を強化してください。連携のシステムを明確にして休日や夜間に入院のみでなく診療できる病院を増やし、消防や警察に精神科一次救急医療の主旨を周知してください。

(回答)精神科一次救急医療につきましては、現在、公益社団法人大阪精神科診療所協会に委託して実施しているところです。精神科一次救急医療の診療時間の拡大等、その強化につきましては、従事者の人数や対応時間が限られること、また、休日や夜間に診療可能な病院を増やすことに関しましても、精神科医師や看護師の確保の課題等があるため、現在のところ困難な状況となっております。

精神科救急医療体制については、大阪府・大阪市・堺市共同で「休日・夜間の大阪府の精神科救急医療システム」を運営しており、今年度、大阪府警本部、大阪府各消防隊に同システムの概要について改めて周知を行っております。

今後も引き続き、本市の精神科救急医療体制が円滑に実施できるよう努めてまいります。

健康局健康推進部こころの健康センター 電話:06-6922-8520 FAX:06-6922-8526

68.②精神科救急医療について、「こころの救急相談」へ電話しても病院を紹介されるだけで、治療に繋がらなかったり、救急車を呼んでもたらい回しにされたり府下の病院を紹介されたりといった状況がいまだにあります。入院するような状態ではなく診療(外来診療、投薬など)を受けることで落ち着き一晩を何とか乗り越えられるといった状況にある方も多くいます。これらの状況の解決を図るために以下の施策を講じてください。「こころの救急相談」に相談があり受診が必要になった場合、迅速に治療に繋がるように「精神科救急医療情報センター」からの優先診療予約などがスムーズに行われるようにしてください。

(回答) 現在、「おおさか精神科救急ダイヤル」に入電があり、精神科救急で対応すべきと判断された場合

には、「おおさか精神科救急医療情報センター」(以下、センター) に連絡を行い、センターと当番病院間との調整のうえ、救急外来及び入院治療の対応を行っております。優先診療予約につきましては、各病院の受入体制の問題もあり困難な場合がありますが、引き続きスムーズな対応を行えるように努めてまいります。

健康局健康推進部こころの健康センター 電話:06-6922-8520 FAX:06-6922-8526

69. 生活困窮者自立支援法に基づく相談窓口の対応について、相談者の障がいや状況に応じて丁寧に対応するよう指導してください。

(回答)生活困窮者に対する支援窓口では、相談支援員による丁寧なアセスメントにより、本人に関する様々な情報を把握・分析した後、個々の状況に応じて、適切な他施策・他機関等の相談窓口へつなぐとともに、地域のネットワーク、関係機関等と連携しながら、対象者の自立までを包括的・継続的に支援しております。

また、相談支援員は生活困窮者の経済的な自立のみならず、日常生活における自立や社会生活における自立など、本人の意向を勘案した支援プログラムを作成し、関係機関が連携して生活困窮状態からの脱却に向け支援しております。

今後も引き続き、相談窓口においては関係機関と連携し、対象者の自立に向け丁寧かつ適切に支援してまいります。

福祉局生活福祉部自立支援課(生活困窮者自立支援担当) 電話:06-6208-7959 FAX:06-6202-6961

70. 障がいを持っている方が生活保護を受けている場合、対応するケースワーカーが相談者の障がいや状況に応じた丁寧な対応を行うよう指導してください。また、各扶助費を引き下げないよう国に強く要望してください。

(回答)ケースワーカーや査察指導員等が被保護者の方へ対応する場合には、障がいを有する有しないに関わらず丁寧な対応をするよう研修等を通じ指導を行っています。

また、扶助費を含む生活保護法による保護の基準等については国により定められることになっており、地方自治体に裁量の余地はありません。

福祉局生活福祉部保護課 電話:06-6208-8011 FAX:06-6202-0990

71. ①障がい児生活施設について以下のことを実現してください。障がい児入所施設における職員配置基準や施設最低基準などの大幅な改善・拡充を強く国に要望してください。また、大阪市としても予算措置を講じてください。

(回答)児童福祉法による障がい児入所施設については、よりきめ細やかな対応ができるよう職員配置基準の見直しや、良質な人材確保と事業者の経営基盤の安定を図ることができる適切な報酬単価への改善等を引き続き国に対して要望してまいります。

福祉局障がい者施策部障がい支援課 電話:06-6208-7986 FAX:06-6202-6962

71. ②障がい児生活施設について以下のことを実現してください。看護師・臨床心理士などの専門職員の複数配置を強く国に要望するとともに、市としての加配措置を講じてください。

(回答)国に対して、事業者の経営実態に見合う報酬水準を確保し、良質な人材の確保が図られるよう、引き続き要望してまいります。

福祉局障がい者施策部障がい支援課 電話:06-6208-7986 FAX:06-6202-6962

71. ③障がい児生活施設について以下のことを実現してください。現在、都道府県の加算となっている強度行動障害加算については、大阪市としても職員配置が正規職員で配置されるように財源措置を国に要望してください。

(回答)本市においては、措置又は契約により入所している強度行動障がい児に対し、行動障がいの軽減を図り福祉の推進に資するため、「強度行動障がい児特別支援加算」(3年間)の支給を行っております。施設の安定的な運営に向けた職員の配置基準や報酬単価の設定等、必要な財政措置については、引き続き国に要望してまいります。

福祉局障がい者施策部障がい支援課 電話:06-6208-7986 FAX:06-6202-6962

71. ④障がい児生活施設について以下のことを実現してください。虐待児受け入れ加算について正規職員が配置されるように国に要望してください。

(回答) 措置により入所している被虐待児に対しては、よりきめ細やかな支援が行えるよう「被虐待児受入加算費」(1年間) の算定を行っております。また、平成24年度からは、虐待を受けた児童への支援方法に効果的とされている小規模グループケアによる療育や心理的ケアについて、小規模グループケア加算

が報酬上算定されております。

施設の安定的な運営に向けた職員の配置基準や報酬単価の設定等、必要な財政措置については、引き続き 国に要望してまいります。

福祉局障がい者施策部障がい支援課 電話:06-6208-7986 FAX:06-6202-6962

71. ⑤障がい児生活施設について以下のことを実現してください。市として「障がい児入所施設療育機能強化事業」を継続してください。

(回答)本市では、平成26年8月から「障がい児入所施設療育機能強化事業」として18歳以上の年齢超過者が多く入所する福祉型障がい児入所施設にコーディネーターを配置しており、施設と連携しながら年齢超過者の地域移行の促進に努めてきたところです。

今後も、事業実施の効果検証を行いながら、年齢超過者の地域移行等について検討してまいります。

福祉局 障がい者施策部障がい支援課 電話:06-6208-7986 FAX:06-6202-6962

71. ⑥障がい児生活施設について以下のことを実現してください。小規模グループケア加算の増額を国に要望するとともに、大阪市として必要な職員数が確保できるよう措置してください。

(回答)小規模グループケア加算については、障がい児に対し、できる限り家庭的な環境の中で職員との個別的な関係を重視したきめ細かなケアを行うため、小規模グループによるケアを行った場合に加算を算定しております。

施設の安定的な運営に向けた職員の配置基準や報酬単価の設定等、必要な財政措置については、引き続き 国に要望してまいります。

福祉局障がい者施策部障がい支援課 電話:06-6208-7986 FAX:06-6202-6962

72. 視覚障がい者に対する自立訓練は、歩行訓練など1対1で行うものが多く、視覚障がい害者の自立 に必要な訓練を効率よく行うため、6対1の職員配置を改善するよう国に要望してください。また、大阪 市独自に職員加配をしてください。

(回答) 自立訓練事業の人員配置基準および報酬体系等については、それぞれ「指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」、「障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」において定められています。

本市としましては、利用者によりよい支援の提供が可能となるよう、安定的な運営に向けた報酬単価の設定等、引き続き国に働きかけてまいりたいと考えております。

福祉局障がい者施策部障がい支援課 電話:06-6208-8245 FAX:06-6202-6962

73.①、② 失語症者の生活支援について以下の措置を講じてください。

・病後の生活を始めとして、生活全般に関わる不安、不便を解消する相談窓口を設置してください。特に、 意志疎通の困難を解消するための相談窓口を設置してください。

・失語症者とのコミュニケーションの取り方にかかわる広範な啓発活動を実施してください。特に、言語 聴覚士・保健師・医師・社会福祉士、他の失語症者の専門家等々による失語症支援体制を確立して啓発活 動を推進してください。

(回答)障がいのある方の相談窓口としては、各区保健福祉センターが各種福祉制度の窓口となっており、 手帳の申請をはじめ各種自立支援サービスなどの相談に応じています。

身近な相談機関として各区に1か所「障がい者相談支援センター」を設置し、在宅の障がいのある方やその家族を対象に、福祉サービスの利用援助等をはじめとする様々な相談に応じております。相談にあたっては、意思伝達に制限がある方など、個々の障がい特性に配慮したコミュニケーションが図られるよう努めております。

なお、本市では、大阪市更生療育センターにおいて、大阪市内に住所を有し、原則として身体障がい者手帳を所持する15歳以上の方で、在宅の脳血管障がいなどの病気や交通事故などによる言語に障がいのある人に対して、通所によりコミュニケーション機能・向上を図ることを目的とした身体障がい者通所言語訓練事業を委託事業として実施しているところです。

また、障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会を目指して障がいのある 方が個人として尊重され、社会参加の機会を確保し、地域での自立支援生活の推進について市民の理解が 深められるよう、啓発活動を行っております。

福祉局障がい者施策部障がい福祉課 電話:06-6208-8081・8072 FAX:06-6202-6962

福祉局心身障がい者リハビリテーションセンター管理課 電話:06-6797-6501 FAX:06-6797-8222

74. 障害者差別解消法に基づく合理的配慮として、役所から送られてくる通知文書について、点字や音声による情報提供の申し出があった場合、速やかに対応できるようにしてください。

(回答) 大阪市では、障がいのある人が利用できる施策やサービスに関する情報、地域での生活に必要な

情報について、障害者差別解消法による合理的配慮の観点を踏まえ、障がいの状況や特性に応じて、点字や音声などによる情報提供を行えるよう、「大阪市障がい者施策推進会議」を始め、各区・各局へ対応を依頼し、申し出があった要求に的確に対応できるよう努めております。障害者差別解消法に対する本市の取組みとしては、「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員の対応要領」の策定や職員への制度の理解を深めるための研修・啓発などを実施しており、今後とも合理的配慮の的確な提供に努めてまいります。

福祉局障がい者施策部障がい福祉課 電話:06-6208-8075 FAX:06-6202-6962

75. 大阪市認定事務センターから送られてくる通知文書について、封筒への点字表示、および文書の点字化を行うよう要望しておりましたが、検討結果をお知らせください。

(回答)認定事務センターの通知文書の点字化等については、視覚障がい者の方の利便性を図るために大切なことと認識しており、現在、「障がい支援区分認定結果通知書」等の点字化を行うべく、早期の実施に向けて実施方法等の調整を重ねております。

福祉局障がい者施策部障がい支援課 電話:06-4392-1730 FAX:06-4392-1732

76. マイナンバーカード利用について、視覚障がい者のみならず、番号の管理が難しい上、漏洩など、事故も多発しているため、国に対してその運用を中止するよう要望してください。また、その運用が継続される間は、マイナンバーの取り扱いや注意点など、詳しく説明した資料を点字やCDでも発行してください。

(回答) 社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第217号)により、その事務の一部については市町村が処理することとされている事務(法定受託事務)と規定されております。今後とも、マイナンバー制度の厳格かつ適正な運用に努めてまいります。

視覚障がいや聴覚障がいのある方向けに、国(内閣官房)のホームページにおいて、音声データ及び BES 形式の点字データによる制度案内や、「聴覚がい者の方専用お問い合わせ FAX 番号」の案内が掲載されておりますので、ご利用いただきますようお願いします。

国(内閣官房)のホームページ

http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html

担当 ICT戦略室ICT戦略担当 電話:06-6208-9502 FAX:050-3737-2976

77. 遊びやプール、シャワーやお風呂など、障がい児の発達を促すうえでも、施設利用者の衛生を保つ うえでも重要な役割を果たす「水」が必要なだけ安心して使えるよう、市として福祉施設への水道料金の 減免・補助制度を創設してください。

(回答)社会福祉施設の上下水道料金の減免制度については、平成24年7月策定の市政改革プランに基づき、受益と負担の明確化など「施策・事業の聖域なきゼロベースの見直し・再構築」を行ったことから、世帯に対する減免制度の廃止に準じて廃止しました。なお、廃止にあたりましては、パブリックコメントや市会での議論なども踏まえ、各施設法人の運営・経営の影響を少しでも軽減するため、平成25年度に激変緩和措置を実施したうえで、平成26年4月から廃止しております。

現下の厳しい財政状況の中、市政改革プランの趣旨からも、社会福祉施設の上下水道料金の減免制度の復活や新たな助成制度の創設は困難でありますが、今後とも、都市基盤の機能拡充に努め、安心・安全な市民生活に寄与する上下水道事業を構築してまいりますので、将来にわたる本市水道事業・下水道事業の持続性が確保できるよう、ご理解・ご協力をお願いいたします。

水道局総務部お客さまサービス課(営業企画担当) 電話:06-6616-5474 FAX:06-6616-5479

建設局総務部経理課(業務担当) 電話:06-6615-7545 FAX:06-6615-7575

以上